

平成28年 6 月 森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成28年6月24日(金) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成28年6月24日(金) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	中根信一郎	2番議員	岡野 豊
3番議員	伊藤和子	4番議員	小澤哲夫
5番議員	吉筋恵治	6番議員	中根幸男
7番議員	鈴木托治	8番議員	西田 彰
9番議員	亀澤 進	10番議員	山本俊康
12番議員	小沢一男		

5 不応招議員 11番議員 片岡健

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 不応招議員に同じ

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長	太田康雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松利郎
防災監	富田正治	企画財政課長	長野了
税務課長	村松達雄	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松成弘	産業課長	三浦強
建設課長	村松弘	上下水道課長	高木純一
学校教育課長	西谷ひろみ	社会教育課長	鈴木富士男
病院事務局長	西谷勉次	会計管理者	小島行雄

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三浦 健 議会書記 高木孝真

10 会議に付した事件

議案第54号 平成28年度森町一般会計補正予算（第2号）

議案第55号 平成28年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 建設工事委託に関する協定の締結について

請願第1号 向天方基幹道路の安全を確保するための道路整備に関する
請願

請願第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願

議案第57号 平成28年度森町一般会計補正予算（第4号）

< 議事の経過 >

副議長 （山本俊康君）出席議員が定足数に達しておりますので、
これから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第54号「平成28年度一般会計補正予算（第2号）」
を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

副議長 （山本俊康君）「討論なし」と認めます。

これから議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

- 副議長 (山本俊康君) 起立全員です。
したがって、議案第54号「平成28年度一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。
日程第2、議案第55号「平成28年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)
- 副議長 (山本俊康君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第55号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 副議長 (山本俊康君) 起立全員です。
したがって、議案第55号「平成28年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。
日程第3、議案第56号「建設工事委託に関する協定の締結について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)
- 副議長 (山本俊康君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第56号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 副議長 (山本俊康君) 起立全員です。
したがって、議案第56号「建設工事委託に関する協定の締結について」は、原案のとおり可決されました。
日程第4、請願第1号「向天方基幹道路の安全を確保するための道路整備に関する請願」及び日程第5、請願第2号「所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願」の2件を議題と致しま

す。

本請願は、6月10日の本会議において、第二常任委員会に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長報告を求めます。

第二常任委員会委員長、小澤哲夫君。登壇願います。

4番議員

(小澤哲夫君)第二常任委員会委員長、小澤でございます。

ただいまから平成28年6月森町議会定例会、第二常任委員会、委員長報告をいたします。

去る6月10日の本会議において、第二常任委員会に付託されました請願は、請願第1号「向天方基幹道路の安全を確保するための道路整備に関する請願」請願第2号「所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願」以上2件であります。

付託された請願審査のため、去る6月15日に委員会を招集し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

6月15日午前9時30分、委員会室に委員5名の出席、当局より町長出席のもと、委員会を開会しました。

はじめに町長よりごあいさつをいただいた後、審査に先立ち、請願第1号にかかる町道向天方沢下中川原線の現地視察を行いました。

現地において、担当課職員より現状説明を受けた後、役場委員会室に戻り委員会を再開、審査の方法を確認後、審査に入りました。

請願第1号「向天方基幹道路の安全を確保するための道路整備に関する請願」を議題とし、職員による標題と紹介議員名、請願者名の朗読、紹介議員の説明を受けた後質疑に入りました。

企業が進出してくるときに、道路状況の改善等の町への要望がなかったのかとの町当局への質問に、もともとの地元企業が事業拡大してきたものが多い。町としても道路整備を進めようとしてきた経緯はあるが、地元の同意が得られず進んでこなかったのが現状である。進出企業の町への要望は定かではないが、地価が安価であった

ことや部分的な道路整備をしたことで進出してきた企業もあるとの答弁でした。

狭い道路では、女性ドライバーは通行に不安があるのではないかと、基幹道路ということから町が積極的、根本的に整備するべきではなかったのかと思われるが、地元が納得できれば、部分的にでも対処していくことはできるかとの当局への質問に、現道の一部でも拡幅するとなれば、全面通行止めで工事を行うことが必要であり、輸送車両等の迂回路がないので営業に支障を来たすため企業の理解は得られにくい。根本的な改修として河川に新たに橋をかけ左岸側に道路を新設することは可能ではあるが、町外の企業の私有地であることから取得が難しい面と多額な経費がかかるということもあり、どちらにしてもいつ頃なら着手できるということが現段階では言えない状況であるとの答弁でした。

住民側としては、何年ぐらいで着手してほしいと考えているのか、との紹介議員への質問に、早期に着手してもらえればと願っているが、まずは議会のご理解と請願の採択をお願いするところである。地域住民及び企業等からの要望もあり、平成18年度からこの基幹道路の整備がなされてきたが、諸事情で未整備となっている箇所は、大きくはないが事故も起きており、地権者も含め優先的に整備をお願いしたいとの意向であるとの答弁でした。

道路等の危険な箇所は他にもあり、各町内会では陳情や要望で町に事業をお願いしているが、なぜ今回陳情書や要望書ではなく請願をするのかとの紹介議員への質問に、請願も陳情も議会の責任は同様であり、同等に対処するべきものと考えている。今までは地元住民・地権者や企業等の要望としてこの基幹道路の整備事業が行われてきたが、今回は、一地域だけではなく保育園と12企業の通園・通勤等で使用する道路であり、全町での問題であるとの認識から請願としたものであるとの答弁でした。

13社の企業等があり、1時間当たり17台の貨物トラックと乗用車でも212台が通る森町の中でも主要な道路であると思うが、今回の

この箇所でのネックとなっているのは何かとの町当局への質問に、農業用水の施設があり拡幅するには移設あるいは廃止するかを整理する必要があること、移設・廃止あるいは川を南側に移動しての拡幅にしても、全面通行止めでの工事となるが、全面通行止めが現実的にはできないこと、仮設道路が必要になること、また橋の架け替えについては、幅員が6.5メートルあるのでこの考え方の整理が必要である。今後の進め方として、概略設計とか予備設計等により、道路線形や幅員について地元と協議していくことがいいのではとの答弁でした。

河川側の既設護岸を嵩上げしての拡幅は可能かとの町当局への質問に、可能ではあるが、既設護岸の構造が大型車両の荷重に耐えられるべき構造ではなく、また必要とする車道幅員も確保できないとの答弁でした。

幅員3.6メートルの一番狭い部分を暗渠化し、通行できるようにすることは可能かとの町当局への質問に、ボックスカルバートを布設するにしても全面通行止めをしないと工事はできないと思われるが、河川の断面等の測量等をしないと答えられないとの答弁でした。

全面通行止めにしての工事が必要ということだが、迂回路については向天方中央線を通して太田川堤防に出て、蔵雲橋に向かうことはできないかとの町当局への質問に、向天方中央線の北側がまだ狭いことと、蔵雲橋の幅員が狭く10トンの大型トラックの通行は厳しいとの答弁でした。

以上で請願第1号「向天方基幹道路の安全を確保するための道路整備に関する請願」の審査を終了しました。

次に、請願第2号「所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願」を議題とし、職員による標題と紹介議員名、請願者名の朗読、紹介議員の説明、請願者代理人の補足説明を受けた後質疑に入りました。

所得税法第56条について町当局の見解はどの質問に、第56条は、事業から対価を受ける親族のある場合の必要経費の特例を定めるの

もので、事業主が支払う家族従業員の給料を必要経費として認めないというものです。次の第57条で特例を認めていて、青色申告では税務署に届け出ることで、家族従業員の給料を妥当な範囲で必要経費にすることができるとしている。白色申告でも上限額が配偶者86万円、家族50万円を所得控除することができることとしている。白色申告では、支払った実態に関わらず計算式により控除額を計算し、青色申告では、実支払額を経費として計上することとなっている。

このほか青色申告では、簿記記帳による場合は65万円、簡易簿記記帳による場合は10万円の所得特別控除が受けられる。平成26年度から白色申告でも簡易簿記記帳が義務付けられ、実質的な差異がなくなってきたおり、白色申告から青色申告への変更を勧めることもひとつの方法である。今回の請願は、労働により差別をするのはおかしいというもので、家族従業員の実質の給与を必要経費として認めるべきだということが論点となっている。第56条の廃止による当町への影響は、白色申告者が家族の給料を実質経費として申告することとなるので、若干の収入減となると予想されるとの答弁でした。

申告の仕方による差別であると言われているが、もともと売上高の大小によって青か白に分けてきたもので、白色申告の控除額を引き上げるという要望では駄目なのかとの紹介議員への質問に、控除額の高い低いという問題ではなく、第56条そのものが差別の条文ではないか、女性が給料をもらって働くという状況にするべきであるとの答弁でした。

青色申告では簿記による記帳となり、説明では事務の煩雑さがあって白色申告にしているとのことであり、商工会等でも事務処理の指導を行い事務の簡素化を図っていると聞いているが、事業者の手続きに問題があるのではとの紹介議員への質問に、白色申告でも平成26年度に簡易的ではあるが記帳が義務付けられ、税務署との関係においても見合った手続きはしっかりできているとの認識であるとの答弁でした。

今回の請願の中で一番理解してもらいたいことは何かとの紹介議

員への質問に、家族がひとりの従業員として認めてもらい対価を受けるということが基本である。また明治時代の家父長制度というのは既にどこにもないにも関わらず、税法上に残っていることが問題であるとの答弁でした。

売り上げが少ない事業者は基本的には白色申告となり、売り上げが多い事業者は、基本的には青色申告をして家族にもそれなりの給料が支払われると思われ、売り上げが多い事業者が家族への仕事の対価として給料を支払うとすれば、白色申告から青色申告に変更することになるのではないかと、これは無理なことなのかとの紹介議員への質問に、青色申告だとそれなりの経営が必要で、白色申告は零細が多く、森町でも白色申告者が多く無理だと考えている。額は少なくとも人権が認められる給料という形での経費を認めてほしいとの意見書であるとの答弁でした。

以上で請願第2号「所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願」の審査を終了しました。

付託された請願2件の審査を終了し、各請願の討論を省略、それぞれ1件ずつ採決を行いました。

請願第1号「向天方基幹道路の安全を確保するための道路整備に関する請願」は、賛成委員多数により原案のとおり採択されました。

請願第2号「所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願」は、賛成委員少数により不採択となりました。

以上が、平成28年6月森町議会定例会、第二常任委員会の審査の経過と結果であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、第二常任委員会委員長報告を終わります。

副議長 (山本俊康君) 以上で、委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

副議長 (山本俊康君) 「質疑なし」と認めます。

8 番議員

これから討論を行います。

最初に請願第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

8 番、西田彰君。登壇願います。

(西田 彰 君) 8 番、西田です。請願第 1 号「向天方基幹道路の安全を確保するための道路整備に関する請願」に対し反対の立場より討論いたします。

向天方地区の道路事情は悪すぎます。聞くところによると整備が進まないのは、元はといえば向天方地区にお住まいであった、交通弱者のお年寄り、子ども達をはじめとして生活道路として日々暮らしてこられた多くの住民の方々は、毎年地域の道路を何とかして欲しいと要望してきたのに、一部の反対にあってなかなか整備ができなく行政側も手詰まりの中で、ずるずると現在に至ってしまったということのようであります。

今のように子ども達が少ない時代と違い、たくさん子ども達があふれていた時代で危険との隣り合わせの中で、元気よく飛び回っていたのでしょうか。そんな中でこの狭い地区に工場や保育園が乱立と言っているほど、操業・開園していることが不思議なくらいです。

今回請願という形で道路整備の一部を取り上げ出されていますが、たとえ数年で整備がされたとしても、要望は向天方全体にある訳ですから、これから請願を出し続けていくのでしょうか。請願の持つ重さが常任委員会では議論になっています。請願の議論といえは森町全体で毎年道路整備を含め、ものすごい要望が出されています。極端なことを言えば、それが全て請願という形を取れば、本当に軽いものに請願がなってしまいます。

そこで私は向天方地区の道路整備にかかる問題の大きさを考えると、向天方地区全体の道路整備計画を作成することの請願こそ必要ではないでしょうか。計画性が今までなかったから、このような事態になっております。今回請願の中心になっておられる道路整備を考える会の皆さんも、そこを十分理解していただく中で、行政と十分な議論検討の中からよりよいものを作り上げ、住みよい

暮らしやすい向天方地区の道路整備が動き出すことを願ひまして、反対討論といたします。

このようなことから今回の道路整備は、要望若しくは陳情にとどめるべきだと思いますので、各議員のご賛同をお願いいたしまして討論を終わります。

副議長 (山本俊康君) 他に討論はありませんでしょうか。

2番、岡野豊君。登壇願ひます。

2番議員 (岡野豊君) 私はただ今討論にふされております請願第1号「向天方基幹道路の安全を確保するための道路整備に関する請願」につきまして賛成の立場から賛成意見を述べさせていただきます。

向天方地区の道路であります、東西は掛川市原田から天森橋に至る道路、南北は大鳥居地内の蔵雲橋から南下し向天方地区の最も南の第2幸治橋に至る路線で、地元住民、並びに地元企業が主に使用している道路があります。いずれの道路も大変狭く天森橋につきましては、歩車道が分離してはおりますが、車道幅員は4.5メートルで、普通車のすれ違いの際にも車両と橋の欄干双方に接触する恐れがあります。また袋井、掛川、磐田市方面に行く場合や、森地区に行く場合、殆どの方が第2幸治橋を使用しております。第2幸治橋は道路と直角に曲がっていることや、排水路の構造物が障害となり、大型車両の通行も多く自動車のすれ違い時に車両同士の軽微な接触事故が多々発生しており、常に慎重な運転をしているわけですが、人身事故の発生が危惧されております。

朝夕の通勤、保育園の送迎時には1時間当たり大型車17台、普通車212台が第2幸治橋を通行している、との調査結果が出ております。向天方地区は今も農業が盛んな地域であります、社会経済成長により、現在12の企業及び保育園が立地しております。もともと地元茶業者、運送業者、建設業者が操業しておりましたが、昭和39年に野津漬物が漬物の製造を開始しまして、平成24年、生野菜食品加工業者、株式会社遠州デリカに継承され40数年当町に貢献をして

いただいております。当地域に企業が集中することになった要因となっております。向天方地区12社の企業並びに保育園につきましては、向天方地区に本社等の拠点を置いている企業ばかりでありまして、税収の面から考えますと、当町にとりまして重要な企業の集積地であると考えます。

今後も住民の定住化、企業の定着を図り当町の確かな税収並びに人口の確保、地域の発展を考えますと、当該道路の整備を切望するところであります。町当局には当該地域の道路整備を進めていただいているところでありますが、本請願は地区住民並びに地元企業の総意、多くの方々の賛同を得て提出されたものでありますので、地域の思いをお酌み取りいただきまして、請願事項にございます道路の拡幅整備を切にお願いするところであります。

以上、申し述べさせていただきましたが、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。私の賛成討論とさせていただきます。

副議長 (山本俊康君)他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

副議長 (山本俊康君)「討論なし」と認めます。

次に、請願第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

1番、中根信一郎君。登壇願います。

1番議員 (中根信一郎君)1番、中根信一郎です。「所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願」について反対の立場で討論をさせていただきます。

反対理由について、1つは所得税法56条の白色申告は、中小企業者で、特には小規模な売上金額の方たちが対象と考えます。したがって現状の配偶者86万円、家族の場合は50万円の控除でいいと考えます。また、給与を経費として計上するだけの売り上げや利益があるとすれば、青色申告に変更することで、解消できると考えます。

2つ目は森町町内では、白色申告者の方が872業者いるというこ

とですが、地元業者の方々からそういった声が上がっていないと考
えます。

以上2点のことから「所得税法第56条の廃止を求める意見書提出
を求める請願」に対し反対をさせていただきます。皆さま方のご賛
同をお願い申し上げます。以上です。

副議長 (山本俊康君) 他に討論はありませんか。

8番、西田彰君。登壇願います。

8番議員 (西田彰君) 8番、西田です。「所得税法第56条の廃止
を求める意見書提出を求める請願」に対して賛成の立場で討論いた
します。

今回提出された所得税法第56条は、白色申告納税者、事業者とと
もに働く妻や子どもなど親族の働き分を、配偶者には86万円、子ど
もは50万円を事業専従者控除としており、給与としてでもなく、経
費扱いもされないということから、その第56条の廃止を求めて森町
議会から国に対し、意見書を提出して欲しいという請願であります。

根本は配偶者や子どもは、給与労働者の一人として認められない
という人権の問題でもあるのです。申告の原則、基本は白色申告で
す。それは、その年の3月15日までに青色申告の届け出を出さなけ
れば、自動的に白色申告となることは、皆さんご存じかと思えます。
以下問題を指摘し、第56条の廃止の意見書提出を求める請願が採択
されることを願うものです。

冒頭で申し上げた配偶者、子どもも、一働くものの一人として、
給与経費として認めなければなりません。家内労働が主流の中小零
細事業者の配偶者子ども等は経営内容でバラツキはあるでしょう
が、主婦をやり、子育てをやり、事業を手伝い、朝から晩まで働い
ても給与ではなく、控除の分配ということで、いつまでも独り立ち
することはできません。給与証明が必要になる保育園入所や車のロ
ーンを組むこともできません。しかし、例えば隣で商売をしていて、
そこに働きに行けば給与として払われ、その事業主は経費として申
告することができます。この矛盾が第56条にあります。この矛盾は

所得税法第57条の青色申告の特例等の条件をクリアすることで、給与経費とされることで白色控除対象者は税法上労働者としての存在はありません。白でも青でも同じ働く人間として、働いた分を給料イコール経費として認められなければなりません。

白色は記帳等が曖昧だ、租税回避を防ぐためには必要と言われますが、税制改正が進む中で1980年代に年間所得が300万円を超える事業者には記帳を義務づけ、その後2014年からは全ての事業者に記帳が義務づけられているとともに、青色申告では必要な経費に算入できる金額を規定し、租税回避、恣意的所得分割を防いでいます。この規程を白色申告にも当てはめることは可能です。

世界の先進国では、家族事業者の賃金は経費が大勢です。男女平等、格差解消が唱えられて久しい訳ですが、問題の所得税法第56条は明治、大正、戦前の昭和時代の家父長封建制度を未だ引きずっている税法であり、廃止の主張は当然だと考えるものです。

白色・青色含め日本の産業の7割以上を占める中小零細事業者と、そこで働く配偶者、家族が働く喜びと地域の活性化に寄与していただくことは、私たち議員の願いでもあります。請願者の後ろにいる多くの個人事業者、白色申告の配偶者、家族の思いを酌み取っていただくことをお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたしまして討論といたします。

副議長 (山本俊康君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

副議長 (山本俊康君) 「討論なし」と認めます。

これから請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

副議長 (山本俊康君) 起立多数です。

したがって、請願第1号「向天方基幹道路の安全を確保するため

の道路整備に関する請願」は、委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

次に請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

したがって、原案について採決します。

この請願は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 少 数)

副 議 長

(山 本 俊 康 君) 起立少数です。

したがって、請願第2号「所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願」は不採択とすることに決定しました。

日程第6、一般質問を行います。通告の順番に発言を許します。

12番、小沢一男君。

12番議員

(小 沢 一 男 君) 12番、小沢でございます。私は通告にしたがい2問質問させていただきます。1問目は「高齢者、障がい者」安全、安心対策についてでございます。

1点目は、高齢者、障がい者に対する買い物支援事業についてです。本町は、65歳以上の高齢者単身世帯451、夫婦若しくは二人住まい世帯601と、一人、二人暮らしの高齢者が急増していく実態が見えてきました。山間地、町中商店街、地元小売業の廃業、既存商店の撤退等によりますます過疎地域のみならず、旧市街地においても高齢者を中心に食料品や生活必需品の買い物に不便や苦勞を感じる人、いわゆる「買い物難民」「買い物弱者」「買い物困難者」が増え深刻な問題です。高齢者や町民が安心して住みたい、住み続けたい町にするためにも、これからの森町の重要課題であり、早急な対策を進めるべきです。以下質問です。

イとして、買い物弱者の実態をどう捉えているか、地域ごとの現状について伺います。

ロ、高齢者の見守り活動を兼ね商工会加盟店、協同組合森町ファミリーチェーン店、スーパー等と連携した、宅配サービスの取り組み

について支援する考えを伺います。

ハとして、町営バスを有効活用し、町内の商業地経由買い物支援バス運行の考えを伺います。

ニ、高齢者、障がい者への森町内の商店宅配ガイドマップの作成、日常生活で必要となる食料品など、ファミリーチェーン店、個人薬局、店舗の注文方法や取り扱い店を絵で分かりやすく標示してある冊子配布の考えを伺います。

2点目は、防災耐震シェルター、防災ベッド設置助成についてであります。災害はいつ起こるか分かりません。突然思ってもいないところに発生するのが地震災害です。去る5月14・15日発生しました熊本地震ですが、当地で予想されている海溝型地震と異なり内陸型の地震であります。地震には変わりはなく誰もがまたも起きた大地震、日本人は、地震列島に住んでいるという現実から逃れることはできません。森町も更なる高い防災意識の向上が求められます。質問です。

イ、高齢者の皆さんからお話を伺いますが、耐震工事改修補助金が付いたとしても数百万円規模で高額な費用が必要となり、経済的理由などで住宅耐震工事改修化が進まないことが要因にあります。私は、耐震化を更に進めるには、選択肢を増やし、もっと柔軟に使える制度が必要と思います。高齢者世帯に耐震性の低い住宅に対して、倒壊そのものを防止するために行う耐震補強工事でなく、小さくて丈夫な空間を住宅内部に設置することで、万が一倒壊に至った場合においても、その空間内における居住者の生命を守ることでできる装置です。4畳程度の部屋から設置が可能といわれますが、設置助成の考えを伺います。

ロ、防災ベッド設置助成についてであります。防災ベッドは、地震で住宅が倒壊しても就寝スペースを守ってくれる装置です。ベッドの上を金属製のフレームなどで覆うことで、寝ている人を保護するものです。既存住宅内に頑丈で安全な空間を、安価で短期間に設置できます。いずれも、家全体の耐震工事と比較してもかかる費用

が少なくて済む耐震方法です。町民の皆さんが耐震対策に足を踏み出しやすく、町といたしましても、補助する金額が少なく済みます。近隣市は耐震化促進のために補助金助成制度を実施しています。森町の考えを伺います。

3点目は、本年4月から「障がい者差別解消法」「改正障がい者雇用促進法」が施行されました。また、この5月からは改正発達障がい者支援法が成立しました。この差別解消法は、国や自治体、民間事業者に、「障がいのために、窓口対応の番を後回しにされた」などの差別的な取り扱いを禁止し、併せて、「目や手が不自由な人のために代読や代筆をする」「意思疎通が苦手な人に絵カードを活用する」といった個別の状況に応じた合理的配慮を可能な範囲で行うことを求めています。そのため、差別解消法は、どのような場合に、どんな手助けが必要なのか、行政機関に差別のない考え方や、具体的な事例を明示する対応要領を策定するよう定めています。法律上、国は必ず要領の策定を行わなければなりません。地方自治体は努力義務にとどめるとしております。質問です。

イ、森町は対応指針、対応要領は策定されたのでしょうか、してなければ策定する用意があるか伺います。策定されていれば内容について伺います。

ロ、障がい者差別解消支援地域協議会の組織はどうなっているか伺います。

ハ、個人情報の問題がありますが、本町も視覚障がい者が高齢化する中で、文字を読んだり書いたりすることが困難な人が増えている現状がうかがえます。手助けができる技術を身に付けた職員などの専門職の読み書きサービスの支援が必要と考えますが、支援をする人材の育成について当局の考えを伺います。

ニ、最近、文字の大きさが通常の数倍以上となる「大活字本」が注目されています。厚生労働省が定める「日常生活用具給付制度（情報・意思疎通支援用具）」の対象品目の参考例にも明記されました。そこで、町立図書館における大活字図書所蔵の状況と今後の対応、

そして大活字図書を日常生活用具給付事業に加える考えがありますか伺います。

ホ、役場書類申請の見直しについて伺います。高齢者や障がいの方が役場各課で窓口申請などで、職員が口頭で説明しても十分理解できないという声をよく聞きます。トラブルにもつながりかねません。十分に説明の上、申請方法について書面を手渡す行き届いたサービス精神こそ行政の仕事だと思いますがお考えを伺います。

4点目は、地域社会における共生の実現に向け、改正障がい者雇用促進法が施行され障がい者への合理的配慮が求められております。本町は平成29年度職員採用の募集について採用資格が事務職員5人、土木技術若干人いずれも大学卒業、また、高校卒若干人、回覧、放送、ホームページで紹介されていますが、障がい者の受験資格が問われます。行政から正規職員に率先垂範採用をすべきと思いますが考えを伺います。

5点目は、発達障がいのある人に、それぞれの特性に応じた支援を強化する改正発達障害者支援法が5月成立しました。本町要配慮者の避難体制について伺います。森町地域防災計画に配慮者等への支援計画、避難所の設置及び避難生活に明記されています。熊本地震でも自閉症など発達障害を持つ子どもやその家族の多くが、トラブルを恐れて避難所に入れず、車や、自宅での生活を強いられる。行列に長時間並べず、食料や水の配給すら受けられない人、また、物資が欲しければ避難所に入ればいいと門前払いされたという家族、地震発災後の被災者の声をテレビ、新聞報道等で見るたびに怒りとむなしさを感じずにはられません。5年前のあの東日本大震災で同様の問題が多発したことで、厚生労働省は必要な対応をパンフレットにまとめて示しておりますが、残念なことに教訓が生かされたとは言い難いと思います。

災害発生時におけます福祉避難所の抱える問題点、課題として、福祉避難所の職員の確保、収容人員の具体的対応について伺います。避難者への配慮した対応は。避難所での共同生活になじめない、周

困りの理解と温かみのある共助支援が必要かと思えます。周知と対応について伺います。

2問目は、ロタウイルス予防接種公費助成について伺います。いまだ有効な治療薬がないロタウイルス感染症は、急性胃腸炎の原因。特に5歳までにほとんどの乳幼児が感染する。公費助成で子育て世代の負担軽減を図れないか町長にお伺いして質問とします。

副議長

(山本俊康君)町長、太田康雄君。

町長

(太田康雄君)それでは小沢議員のご質問にお答えいたします。はじめに「高齢者・障害者安心安全対策について」申し上げます。

1点目の「高齢者、障害者買い物支援事業について」お答えします。

まず「買い物弱者の実態把握について」であります。現時点では地区ごとの実態につきましては、把握しておりません。しかし、民生委員やケアマネジャーの活動の中で、高齢のため交通手段がなく、買い物等日常生活に不便を来しているとの報告や、民生委員が買い物等の支援をしたとの報告を聞いており、特に山間地域において、買い物弱者に対する支援の要望の話を聞いております。

次の「高齢者、障害者家庭の見守り活動を兼ねた森町ファミリーチェーン店、スーパーと連携した宅配サービス支援について」であります。現在、町内の一部のコンビニエンスストアや生協・食材宅配業者が既に一般者向けに宅配サービスを実施しているところでございます。宅配サービス支援につきましては、今後、町内にある商店、スーパー等の取り組みの状況を見ながら、どのような支援の仕方が効果的であるか、検討してまいりたいと考えております。

次の「町営バス有効活用、商業地買い物支援バスの運行について」であります。町営バスにつきましては、現在、三倉地区を運行しております大河内線、天方地区と森地区を運行する吉川線となっており、通勤・通学、通院、買い物等、様々な目的で利用していただいております。

こうした中、バス運行につきましては、今年度、町の公共交通体系の見直しをする際の基礎資料として、調査研究事業を実施いたしますので、その調査結果等も活用しながら、将来的に、商業施設に行く際の買い物支援バスの運行が可能かどうか、運行主体やルートも含めて検討することになると考えております。

次に、ニの「森町内の商店、宅配ガイドマップの作成、店舗注文方法、取り扱い店を絵で表示した冊子の配布について」であります。現在、宅配サービスを実施している店舗も少ないため、今後、実施店舗が増えてきた場合には、ガイドマップ、冊子等の作成について検討してまいりたいと考えております。

2点目の「防災耐震シェルター、防災ベッド設置助成について」であります。通告には、防災耐震シェルター、防災ベッド経費助成は、ということで1つにまとめていただいておりますので、防災耐震シェルター、防災ベッド経費助成について、あわせてお答えをさせていただきます。

現在、防災耐震シェルター、防災ベッド設置の助成につきましては、高齢者、障害者に対する福祉施策の中では助成制度はございません。しかしながら、静岡県第4次地震被害想定を考えますと、就寝時での被害をできる限り軽減する上でも、防災耐震シェルター、防災ベッドは有効であると考えられますので、助成制度に取り組んでいる近隣自治体の状況を確認する中で、対象者及び助成額等制度の導入について検討してまいりたいと考えております。

3点目の「障害者差別解消法の施行について」申し上げます。

障害者差別解消法は、平成28年4月1日に施行され、国や市区町村といった行政機関、会社やお店などの民間業者が「障害を理由とする差別」をなくすための措置を定め、それを実施することで、障害がある人もない人も分け隔てなく、みんながお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会を作ることを目的としております。

まず「森町対応指針、要領の策定について」であります。障害

者差別解消法では「対応指針」は、事業を所管する国が、会社やお店などの事業者に対して適切に対応できるようにするために作成するものとされており「対応要領」は、国・都道府県・市町村などの行政機関が、それぞれの職員が適切に対応するために、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ要領を作成することとされており、この対応要領の作成は、努力義務とされています。

森町におきましては「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に基づき、内容を確認しながら、対応要領の今年度中の策定に向けて検討してまいりたいと考えております。

次のロ「障害者差別解消支援地域協議会の組織について」であります。この組織の設置につきましても、努力義務とされています。しかしながら、障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うネットワークとして位置づけられていることから、組織の設置につきましても「対応要領」を策定していく中で検討してまいりたいと考えております。

次のハ「高齢化で視覚障害者だけでなく、文字を読んだり書いたりすることが困難な人に対する支援の必要性と人材の育成について」であります。障害者差別解消法が施行され、公共サービスにおいては「合理的配慮」に基づき、書類に書かれている内容がわかりにくければ、短く、わかりやすい言葉で、ゆっくり丁寧に繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応し、本人に代わり、書くことに問題ない書類の場合には、その人の意思を十分に確認しながら代筆をするなどの支援を実施することが考えられます。また、人材育成につきましても、職員に対して必要な研修を実施し、障害者に対し「合理的配慮」の提供ができるよう努めてまいりたいと考えております。

次のニ「大活字本」についてであります。現在、森町立図書館の所蔵冊数は148冊で、今後も整備していくこととしています。障害者福祉制度の日常生活用具給付事業におきましては、ガイドライ

ンの改正により、平成28年度から「大活字本」の給付が対象となったところであります。基準額につきましては、町で決めることになっておりますが、書籍により金額が異なることから、県内自治体の状況を確認しながら設定してまいりたいと考えております。

次のホ「役場書類申請の見直し、各課窓口申請に口頭説明は理解できない。書面サービスの考えについて」であります。各課窓口を訪れる高齢者、障害者の方に対しての申請書類の受付につきましては、申請書等の記入についてわかりにくい場合には、「合理的配慮」に基づき、職員がひとつひとつ個別に記入の仕方を説明しながら、分かりやすい説明をしていく必要があると考えます。また、来庁される町民の方々の相談や申請の内容は、個人によって様々な申請が必要となる場合もあり、ケースバイケースできめ細かな対応を心がけ、例えば、代筆、筆談、読み上げなどのコミュニケーション手段を用いた受付をしていかなければいけません。また、意思を伝え合うために絵や写真のカードなどを使った対応なども今後、検討してまいりたいと考えております。

4点目の「改正障害者雇用促進法の施行に伴う行政から正規職員採用への考え」についてお答えいたします。

現在、森町役場の町長部局と森町病院で合わせて5人の障害者を雇用しております。これを法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数で割った実雇用率は2.09パーセントとなり、公的機関の障害者の法定雇用率2.3パーセントを若干下回っておりますが、法定雇用障害者数を達成するために新たに採用しなければならない障害者数は計算すると0人となるため、障害者雇用については達成機関となっております。

障害者の正規職員の採用については、障害者でも一般の募集に申し込んでいただければ、様々な障害を理由に採用を拒否するなどの差別はなく、試験の合格水準に達していれば採用いたします。

したがって、今のところ、障害者雇用については、障害者のみを対象とした採用試験は考えておりませんが、いずれ、精神障害

者の追加に係る法定雇用率の引き上げも予測されますので、障害者のみを対象とした採用についても今後検討してまいりたいと考えております。

5点目の「改正発達障害者支援法の成立」について申し上げます。発達障害者支援法の一部を改正する法律は、平成28年6月3日に公布されたところでございます。この改正は、発達障害の人を支えることを目的に、一人一人の特性に応じ、教育、就労の支援充実が柱とされ、関係機関が連携し、切れ目ない支援を行うこととされております。

発達障害は見た目には分かりにくく、他人とのコミュニケーションが苦手といった特性があり、周囲の理解が不十分なために日常生活で困ることが多く「社会的障壁」を取り除く必要があるとされております。また、今回の改正では、国及び地方公共団体の責務が追加され、発達障害者の特性に配慮しつつ、総合的に応じることができるようになるため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の連携の下に必要な相談体制の整備を行うこととされております。

まず「福祉避難所、職員の確保、収容人員の具体的な対応について」であります。現在、町内11箇所の介護施設と「災害時要援護者福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しております。災害直後には、一時避難所に避難し、状況に応じて福祉避難所に避難していただくこととしています。

施設が福祉避難所を開設し、職員に不足を生じたときは、町が協定を締結している他の施設に対し協力要請を行うことで、職員を確保していくこととしています。収容人員につきましては、福祉避難所11施設で120人分を確保しているところであります。

次の「避難者へ配慮した対応策について」及び「避難所での共同生活になじめない、周囲の理解と温かみのある共助支援の必要性と対応について」であります。森町地域防災計画において、要配慮者支援計画を策定しているところであり、発達障がい者につきまし

ても、この「要配慮者」に含むものと考えており、要配慮者の特性に配慮して、避難所での支援を行うこととしています。

共助支援への周知につきましては、毎年中学校区ごとに町内会長及び学校関係者を集め「防災連絡会」を開催し、避難所運営マニュアルや避難所平面図を配布し、周知を図っております。

次に「ロタウィルス予防接種公費助成」について申し上げます。感染症予防事業の中でも乳幼児の予防接種は、次代を担う子どもたちの健康を守るために、また、医療費の増加を抑制するためにも重要な施策の一つと考えております。

現在、子どもの定期予防接種につきましては、12種類の感染症に対し予防接種を実施しており、今年10月からはB型肝炎ワクチンが新たに定期の予防接種となります。

ロタウィルスとは胃腸炎を引き起こすウィルスで、乳幼児が感染すると激しいおう吐や下痢、場合によっては発熱といった症状がみられます。その予防として平成23年度にロタウィルスワクチンが承認され、現在おたふくかぜとともに、任意の予防接種として全額自己負担で実施されておりますが、これらの任意予防接種につきましても、国の厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会において、定期接種化を含めた議論がなされているところでございます。

町といたしましても、今後の国の動向に注視しながら、ロタウィルスワクチン等が早期に定期接種に位置づけられ、財政措置が講じられるよう、県や関係団体等を通じて国へ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

副議長 (山本俊康君) しばらく休憩をいたします。再開を10時45分と致します。

(午前10時33分～午前10時45分 休憩)

副議長 (山本俊康君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

12番、小沢一男君。

12番議員 (小沢一男君) ありがとうございます。発達障害者、5

月に、正式には確か5月25日にこの発達障害者の解消支援法が成立したと私は認識しておりますけど、今回の熊本地震を見ましても、非常にテレビ等々で報道されているわけですが、避難所への対応というか、本町の防災計画も要配慮者支援計画、また避難所設置、避難所生活という中でこの部分が、箇条書きに書いてくれてあるだけなんですけども、発達障害者というのは町長も職員のみなさまもご存じのように、学習障害の他に自閉症とかアスペルガー症候群とか広汎性発達障害とか注意欠陥多動性障害ですとか、いろいろ異なる障害が特徴なんで、非常に避難所への対応は難しい部分があると思うんですけども、やはりせっかく法改正がされて、社会的な壁が取られたわけですので、その東日本大震災で、厚生労働省が作るそういうもののパンフレットが活かされていないじゃないかと思いません。決して森町も地震がないわけじゃない、今東海地震の噂も、この前のNHKでもやっていましたけど常葉大学の教授が、皆さん安心してはいけませんよ、というお話までしております。そういう中で決して東海地震もないわけじゃありませんし、やはりそういう人のために、避難所体制が一番主になってくるのかと思います。他の人たちは高齢者とか妊婦さんとか、共同生活に馴染めるものですから、森町であれば指定避難所である遠江総合高校などは畳の部屋がございまして、そこには妊婦さんを収容していただけるように畳の作ったという話を聞きましたけど。非常に短絡的に防災計画の30ページと104ページにただ並べられてありますけど、一番大事なことはそういう部分で、この前もNHKで3回くらい防災対策・災害対策について話が、ニュースじゃないですけども、プランを組んでやっておりましたけど、3回とも発達障害の話が出ませんので、そういう部分でもっと町の理解が、町内会への理解が今ひとつ足らないのではないかと。これから協同・享受という意味合いの中で、せっかく防災訓練がある中で、そういう部分の理解をどう求めていくかというのは町の責任ではないかと思えますけども、そこら辺細かい部分を周知徹底するにはやはり、パンフレット等もしっかり町中に、

町民あるいは町内会にしっかりお知らせした方がいいと思いますけど、そういう部分で全く知らないと、避難されている子どもさんを持っている親の身になってみれば、非常にストレスもたまるという中で、一度周知徹底をするには、森町独自の避難態勢をしっかりと組まれた方がよろしいかなど。町民には町内会長を通して周知徹底をしてもらった方が、理解度が変わるのではないかと思います。どんなお考えでいますかお答えを。

副議長 (山本俊康君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今、小沢一男議員から発達障害のある方への、特に災害時の支援について、再質問をいただいたわけですが、最初の答弁でも申し上げましたように、災害直後にはまず一次避難所に避難をしていただいて、状況に応じて福祉避難所に避難をしていただくということになっております。しかしながら、小沢一男議員がおっしゃったように、なかなかその中で、避難生活を送るのが困難な方も、特に発達障害をお持ちの方にはあるということでございます。

町といたしましても、そういった発達障害の方々に関わる支援をしている方から、そういった発達障害の方に対する災害時の避難所の対応を検討していただきたいというお声もいただいております。それらを踏まえて、実際には避難所での生活をしてみないと分からないという部分はあるかと思いますが、一次避難所あるいは福祉避難所で、そこでの避難生活に馴染めない方があった場合に発達障害をお持ちの方に対する避難所というものも今後検討してまいりたいと思います。また防災連絡会等で周知を図っているところですが、更に踏み込んで発達障害をお持ちの方に対する避難所運営、あるいは支援の仕方について、もう少し特化した周知の方法も必要かと思っておりますので、その点につきましても併せて検討してまいりたいと思います。

副議長 (山本俊康君) 2番、岡野豊君。

2番議員 (岡野豊君) 私は議長のお許しをいただきましたので、

通告通り国際的なスポーツの大会が計画されておりますが、森町として今、どのような関わり方を考えているかを伺います。

スポーツの国際大会が、3年後の2019年にラグビーワールドカップが、翌2020年には日本で50年ぶりの2回目の開催となります東京オリンピック・パラリンピックが我が国を開催地として予定されております。このように今から3年・4年後に国際的なスポーツの大会が開催されますことは、大変喜ばしいことであり期待するところが大きいです。近年にないスポーツ世界大会の開催ラッシュであります。

このスポーツの祭典を森町町民とともに応援し支援できたらと考えますが、町長のお考えを伺います。

副議長
町長

(山本俊康君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄君) 岡野議員の「国際的なスポーツの大会が計画されているが、森町として今どのような関わり方を考えているか」のご質問についてお答え申し上げます。

議員ご承知のとおり、2019年にラグビーワールドカップ日本大会が、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。

現在の国、県の状況をラグビーワールドカップ日本大会から申し上げますと、試合会場が全国12会場に決まり、静岡県では小笠山総合運動公園エコパスタジアムが会場となります。

静岡県では、平成28年3月に「ラグビーワールドカップ2019静岡県開催推進委員会」が設立されました。

この推進委員会は、2015年のイングランド大会から続く国内でのラグビーの盛り上がりを継続し、県内一丸となり、2019年にエコパで行われます試合に向けて準備するとともに、県内の機運醸成につなげることを目的として設立されたものです。

活動内容は、日本組織委員会の基本方針等を踏まえた、基本計画の策定を行い、その中には、交通輸送計画、警備防災計画、ボランティア運営計画、観光計画等が含まれるようです。また、県内の機運醸成や国内外に向けたPR等を推進するため、5つ程度の事業を

予定しています。

森町としましても、推進委員会が実施いたします機運醸成のためのこれら5つの事業に照らし合わせ、ラグビーワールドカップ日本大会を盛り上げていくとともに、森町として情報発信の方策を検討してまいりたいと考えています。

次に、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックについてですが、昨年6月議会で、吉筋議員の一般質問でも前町長がお答えいたしました。平成25年1月24日に設立されました、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が示しております「事前トレーニング（キャンプ）候補地ガイド（紹介リスト）掲載」応募要項（平成27年5月12日第4版）に照らし合わせた結果、積極的な誘致はできないと判断をいたしました。県内では、現在森町を含めた17市町が、積極的な誘致を行わないこととしています。

また、オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典だけでなく、オリンピック憲章では、開催都市が「文化プログラム」を開催するように定めています。前回のロンドン大会では、開催都市のロンドンを含め、イギリス全土で十数万件の文化プログラムが行われ、大きな成果を上げたといわれています。2020年東京大会でも、日本全国で「文化プログラム」が行われることになっています。

今後、日本全国で行われる「文化プログラム」に森町として、参加できるものがあれば検討してまいりたいと考えています。

また、東京オリンピック・パラリンピックに町内に縁のある方が参加されるようなら、その方を紹介するコーナーを総合体育館に設けるなど、東京オリンピック・パラリンピックを町民の皆様とともに、盛り上げる方策を検討して参りたいと思います。

以上、申し上げます。答弁とさせていただきます。

副議長
2番議員

（山本俊康君）2番、岡野豊君。

（岡野豊君）ご答弁ありがとうございました。2002年にサッカーワールドカップが、袋井のエコパを会場に開催されたわけ

でありますけども、今回のラグビーワールドカップにつきましても、ただいま町長の話にもありましたとおり、袋井のエコパが競技会場の1つになるということで前回も試合がありました。森町につきましては、当時中央体育館でありましたけど、メディアセンターが置かれまして、毎日試合経過等が全世界に発信されました。

また、葛城ゴルフ倶楽部の北の丸が全日本選手の宿舎となりました。全国の多くのサッカーファンの方々に、ここ森町に訪れていただきました。当時のメディアセンター、中央体育館にJAMP Sという名前で、メディアセンターが置かれたわけですが、メディアの関係者を含む一般のファンの方々が5万3千人、大勢の方が森町に訪れていただきまして、大変森町がにぎわい、現在のサッカー少年団の活躍に繋がっているのではないかと、というふうに考えております。当時北の丸に行く道路の一部が、トルシエ監督の名前にちなみまして、トルシエ通りと命名したりと、町中が大フィーバーしたことを昨日のように覚えております。

昨年、町では総合体育館森アリーナが落成をいたしました。ただ今町長からのお話にありましたが、キャンプ地の応募要項に照らし合わせて積極的なキャンプの誘致活動はできない、という判断をされたということでありましたけども、焼津市ではリオオリンピックのモンゴルの陸上砲丸投げ、円盤投げの選手の合宿をしていると。やはりオリンピック直前でありましても、合宿をするわけでありませう。当森町でも町営グラウンドもあります。16年前はコテージ・アクティが、まだ建設されてオープンしたばかりということで、そちらの方の宿舎の話は、当時はなかったかと思いますが、合宿の宿舎にはそういったものも、16年運営も安定しておりますので、使えるのではないかと。森アリーナにつきましてもバドミントンコートが8面ありまして、大きな陸上競技場等の利用はなかなか森町では難しい訳ではありますが、こういった新たに体育館ができてラグビーワールドカップ、東京オリンピックを見据えたような体育館整備ができました。

このように小規模短期間の合宿を誘致活動という形でできないかと、既存の施設を有効に使った活動ができないか。このようなことができれば森町の活性化に繋がるのではないかと、スポーツの振興にもなりますので。森アリーナ、町営グラウンド、宿泊施設のコテージ・アクティこういったものを利用した考え方がとれないかということで、再度ご質問させていただきます。お願いします。

副議長
町長

(山本俊康 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 岡野議員の再質問にお答えいたします。1問目の答弁で昨年6月議会での、吉筋議員からの一般質問で前町長からお答えした内容についていろいろな条件を照らし合わせた結果、積極的な誘致はできないと当時判断された、と申し上げました。その基準、条件等につきましては、今も変わっていないわけですので、そういった意味では、積極的な森町にどうぞという誘致はできないと考えております。

ただし、ただいま岡野議員からご提案がありました森アリーナ、昨年10月に完成したばかりの森アリーナにつきましては、バトミントンのコートは8面とれるということで、バトミントンでの利用もしていただいていますし、最近では少年少女のバレーの大会が大変人気が高く、遠隔地からも森町での大会を希望されて申し込みが多数あるという情報もあります。

そのような中で、ご提案のように小規模あるいは短期間のキャンプ等であれば、森町の森アリーナという環境、また宿泊施設等の環境につきまして、それでもいいですよというところがあれば、誘致を図っていくということは良いのではないかとというふうに考えております。ただしこれらのことについては、東京オリンピック・パラリンピックまでにまだ時間がありますので、まずは条件に合致したところから進められていくのではないかと思います。

それらの世界各国の合宿地キャンプ地等の進捗状況、また大きな国の大規模な競技に対して誘致をするということは、これは困難だということですので、そうではないところで、条件に合うような形

で誘致ができるお話があれば、これから東京オリンピック・パラリンピックに向けた準備期間の中で検討してまいりたいと考えております。以上です。

副議長
8番議員

(山本俊康君) 8番、西田彰君。

(西田彰君) 8番、西田です。私は基金の有効活用についてお伺いいたします。現在、森町では財政調整基金、27年度末残高見込みで2,053,003千円を含め17基金、ちょっと調べましたら4つほどまだございます。総額では2,832,344千円が町の将来事業のために積み立てられているかと思えます。その中に地域振興基金、旧地域福祉基金211,175千円がございます。

基金条例では来たるべき高齢化社会に対応するために国が地方交付税措置した交付金を基金にし、事業を進めるようにとのことであります。これは平成2年のゴールドプラン、国が高齢者を対象にこういった事業を進めなさいということで出された交付金のようにございます。これについて3点伺います。

1点は、32,000千円から始まった基金積み立てが、現在200,000千円以上になっている経過経緯についてお伺いします。

2つ目は、今までこの基金が、使われた事業の詳細について伺います。

3点目は、基金を有効活用しなければならないと思いますが、今後の計画はあるのでしょうか。まずはこの3点をお伺いします。

副議長
町長

(山本俊康君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄君) 西田議員ご質問の「基金の有効活用について」申し上げます。

1点目の「32,000千円から始まった基金積み立てが200,000千円以上になっている経過」につきましては「森町地域振興基金」を設置した平成元年度に、交付税措置がされた32,182千円を積み立てました。それ以降、平成3年度から平成5年度までの3年間に、交付税措置された計248,000千円余を積み増すとともに、利息等の積み立てを行っており、平成10年7月の映画上映実行委員会からの寄附

金335千円の積み立てを最後に、現在の金額になっております。

2点目の「今までの基金の使途」ですが、平成4年度に森町愛光園建設に伴う建設費助成金50,000千円の財源として30,000千円を、その後、運営費補助金の財源として平成5年度から平成8年度までの4年間に毎年10,000千円ずつ、平成9年度には11,000千円、合わせて51,000千円、合計で81,000千円を取り崩しております。また、平成5年度以降発生した利息につきましては、70歳以上の高齢者を対象とする「はり・きゅう・マッサージ治療費助成事業費」等に充当しております。

3点目の「基金の有効活用計画」については、現在のところ具体的な計画はありませんが「本格的な高齢化社会の到来に備え、地域における福祉活動の促進、快適な生活環境の形成を図るために要する経費に充てる」という基金の設置目的に沿った有効活用をすべきであると考えております。

平成28年4月1日現在の森町の高齢化率は、30.9パーセントであり、団塊の世代が75歳を迎える平成37年には、当町の高齢化率は、38パーセントとなると予測されております。また、高齢者の増加に伴い、介護サービス利用者の増加も予測されます。このため、3年ごとに高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しを行い、計画の進行管理を進めながら介護サービスの安定的な供給と基盤整備に努めているところでございます。

今後、益々進む高齢化に備え、計画の進行管理を進める中で、基金の有効活用について検討してまいりたいと考えております。以上、申し上げます。答弁といたします。

副議長
8番議員

(山本俊康君) 8番、西田彰君。

(西田彰君) 平成2年、平成元年度ということですが、もう既に26年・27年が経過してございまして、この基金が使われたのは映画の何かこととか、愛光園への助成金ということで、それと85,000千円で115,000千円ほどが使われてきたと。しかし、実際には200,000千円以上が基金として積み立てられているのが現状で大きな

計画もないということであります。

そのゴールドプランを国が立てたときには、当然高齢化になっていくということで、高齢者のために何か事業をして欲しいということで積み立ててきたものだと思いますが、実際にはそれをなかなか具体的に使うことが出来ないできたのではないかと思います。

それでお伺いしますが、町長は町の人口を少しでも増やしていくには、子育てや子ども達の教育に力を入れたいということでありまして、今回3月において医療費の未就学児の無料化を打ち出してきました。3月の一般質問でも申し上げたように、他の自治体においても人口減少に歯止めを掛けるという中では、少しでも子育てに力を入れるというのが、今趨勢であります。確かに高齢化する中でそこにかかる費用というものは年々多くなっていく訳ですが、私はやはり本当に森町に子育て世代、若い人たちに来ていただく、ということにはもう少し有利な、町へ住んでいただくということに力を入れるべきではないかと思います。

ただこの地域振興基金が条例で決まっておりますので、高齢者の福祉のためにということになっておりますが、これをやはり条例を改正して、子育て世代にもこれが活用できるということが必要ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

副議長 (山本俊康君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) まず西田議員の再質問の中で、これまでの使途について言及された部分がありましたが、映画上映の件はそこでその基金を使ったわけではなくて、その人たちから寄附をいただいで基金に積み立てているということですので、そこは訂正させていただきます。

そして、現在の200,000千円余の基金が積み立てられているわけですが、それ以降使い道がなかったわけではなくて、例えば、愛光園で天宮サテライトを建設した際にも、この基金を取り崩すことなく他の財源によって賄うことができたということであろうかと思えます。そして、今使われずに基金があるから他の目的に使ったらど

うかと、子ども医療費の無料化に向けて財源に充てたらどうかというご質問でございますが、現在確かにすぐにこの基金を取り崩して、活用するという計画はございません。

しかしながら、これから当然、高齢者に対する事業が必要になってくると考えております。それは森町の人口減少に立ち向かっていくために、子ども、子育て世代への支援ということも大切ではありますが、併せて高齢者に対する支援も必要であると考えております。森町に住んでいる方が、幸せを感じながら住み続けられるまちづくりを私は求めていますので、その実現において当然高齢者の方にも住み続けていただきたいと考えておりますし、また全国的に見れば人口減少、都市部の人口集中と言い換えてもいいかと思いますが、そのような動きの中で、地方へ人口を分散する、都市部から人を呼び込むという施策が各地方の自治体で取られているわけですが、東京の自治体にしてみれば、これから高齢者を抱えていくという人口増に伴う問題もある訳で、そういったとき例えば、県内の他の市町でも、東京の高齢者をこちらに呼び込むというような取組をされているところもあり、今後そういうところをもっと広がっていくのではないかと思います。もちろん森町がすぐにそういった取組をすることではありませんが、そのような事態も想定しながら、この基金については目的に沿った運用・活用をしてまいりたいと、そのように考えております。

子ども医療費の助成につきましては、4月臨時会で補正予算をお願いした際に、西田議員からもっと範囲を拡大できないかという意見もございました。しかし、それはそれとして必要であれば、財源確保しながらやっていかなければいけないと思います。ただし、現在活用方法が条例によって定められている森町地域振興基金につきましては、条例を変えて他のものに使うということではなくて、この条例で定められた目的に沿って活用することを考えていきたいと思っております。以上です。

副議長 (山本俊康君) 8番、西田彰君。

8 番議員

(西田 彰 君) 非常に残念な答弁です。やはり森町に住んでもらいたい若い人たちが、本当に何を求めているかと言えば、子育てであり教育であるということは明らかです。アンケートを取ってもね。そういった中で、やや後ろ向き、そこまで考えられないと、もう予算付けしたから未就学児だけでいいですよ、ということでは、本当に他の町、袋井、掛川にどんどん出て行くというのは当たり前かなと思います。また、条例を改正するというのは、そんなに難しいことではない。ただそれを使えるか使えないか、せつかく200,000千円もの金があるんですから、それを有効に活かすためには、やはりその目的に合った条例に変えていくというのは当然だと私は思いますけども、その辺がどうも後ろ向きなようです。

森町の財政調整基金というのが2,000,000千円、この28年度の残高でいくと2,000,000千円を切るわけですけども、国は町の標準財政規模からして何パーセントくらいを基金として貯めればいいのかという指標を示していますが、それは何パーセントくらいでしょうか。この市町においては。それから森町は何パーセントに今なっているか分かりますか。

副議長

(山本俊康 君) 企画財政課長。

企画財政課長

(長野 了 君) 企画財政課長です。私の記憶では国の方で、財政規模に対して財政調整基金が何パーセントが望ましいとか、そういった指導みたいな文章をちょっと記憶しておりませんので、それについては、今お答えができないということでございます。財政調整基金が今何パーセントということにつきましては、基金の残高は出ておりますので、その分母となるものを何にすべきかというところはあると思います。それは例えば、基準財政需要額であるのか、そういったところもございますので、その数字は、分母はこれならこういう数字ですよというのは、今手元にはございませんけどもお示しすることはできると思います。以上です。

副議長

(山本俊康 君) それではまた、そのものについては、後日提出をしていただくようお願いいたします。

町長、太田康雄君。

町長

(太田康雄君) 私もただいまの西田議員のご指摘の数字については、現在ここで把握はしておりません。通告いただいているものにつきましては、担当課としても準備をして議会に臨みますけれども、そうでないものについては、後日資料提供とさせていただきたいと思います。以上です。

副議長

(山本俊康君) 3番、伊藤和子君。

3番議員

(伊藤和子君) 3番、伊藤和子でございます。私は先に通告いたしましたように「親水公園の旧ゲートボール場整備について」「子どもの情操教育の推進として世代間交流の場の開設について」と「街区公園に未就園児用遊具の増設について」の3問を、それぞれ町長にお伺いいたします。

まず、1問目の「親水公園の旧ゲートボール場整備について」でございます。私ども森町民にとりまして「お達者度ナンバー1」は大変名誉なことであり、誰もが誇りに思い、自慢の一つでございます。健康長寿の要因は幾つかございますが、日本で考案されましたグランドゴルフを楽しむ町民の方々の増加は、健康長寿の延伸に、大きな効果と期待が寄せられております。また、グランドゴルフは運動機能の向上を高め、医療・介護費抑制の効果にも繋がります。

現在では、親水公園の雑草の維持管理は、グランドゴルフを愛する高齢者の団体の方々によりまして、定期的に行われ、常に美しい景観を保ち、多くの幅広い年齢層の町民から愛されております。

しかし、全面が芝生ではなく、旧ゲートボール場だけが芝生化されておらず、雑草を維持管理する団体からは、一部分だけが芝生化されていないことに疑問の声が上がっております。また、芝生化されていない部分は苔が生え、雑草の維持管理も大変になってきたという事がございます。今後は多くの利用者の視点を大事にしまして、時代のニーズにあった改善が必要かと思われれます。

「森町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、健康長寿の延伸・元気な高齢者づくりが掲げられておりますが、健康長寿のま

ちづくりの一環として、全面の芝生化を提案させていただきます。
全面が芝生化され、町民のスポーツ環境整備が実現されることにより、今まで以上に、小さな子どもさんから高齢者の方々のスポーツへの関心も高まり、また、転倒時の怪我の軽減も図られ、各種の大会も増え、交流人口の増加に繋がるのではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

続いて2問目の「子どもの情操教育の推進として「世代間交流の場」の開設について」お伺いいたします。近年、高齢者の健康維持や仲間づくり、子ども達との世代間交流などを目的に全国各地で居場所づくりが行われております。子どもとの世代間交流は、高齢者の生きがいに寄与するだけでなく、子どもの情操教育の面からも意義があると考えます。

そこで、保健福祉センター内に日本の伝統文化であります、囲碁・将棋などをボランティアさんの指導により、世代を問わず、いつでも気軽に参加して楽しめる「ふれあいの場」の開設を提案させていただきます。囲碁・将棋は集中力が身に付き、創造力を育み、発想が豊かになります。さらには、礼儀作法も身に付き、子どもの健全育成にも繋がるものと考えております。子どもを守り・育む環境づくり、子育て支援の一環として、開設のお考えをお伺いいたします。

続きまして、最後の3問目の「街区公園に未就園児用遊具の増設について」お伺いさせていただきます。全国的に人口減少・少子高齢化が急速に進む中で、地方創生の取り組みは、若者・若い世帯に目が向けられ、子育て支援の充実を図る自治体が増加しております。

森町でも教育環境整備、医療保険体制の充実などによりまして、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援の充実に取り組んでおりますが、今後は、視点を子どもの遊び場、親子の癒やしの場所確保に目をむけてはどうかと考えます。

最近の街区公園は地元の方々だけではなく、町内全域からの利用者が多くなってまいりました。子どもたちが喜ぶ魅力的な遊具があ

るところには、子どもや親子が集まります。しかし、小さなお子さんを育てている若いお母さん達から「もう少し、小さな子どもが遊べる遊具があると嬉しいんだけど」という声が上がっております。

子育て中の母親にとりまして、私も二人の子どもを育てた経験の中で、公園は子どもの遊び場であると同時に、子育て中の母親のストレスの解消や、精神的な安定を保つ役割を果たしている効果があるということに着目していただきたいと思います。小さな子どもさん用の安全な遊具の充実は若い世帯だけではなく、お孫さんを預かっている祖父母の方々も、望んでいるのではないのでしょうか。

若い世帯が安心して子育てができる環境、子育て支援の一環として、未就園児用遊具の増設を提案いたしますが、お考えをお伺いいたします。

副議長
町長

(山本俊康君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄君) 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに「健康長寿のまちづくり、生涯スポーツの環境整備について」申し上げます。

森町は、高齢化率が30.9パーセントと非常に高い反面、お達者度ナンバー1になるなど、健康長寿の町として広く知られているところでございます。その要因としては、種々考えられますが、その一つとして高齢者のグラウンドゴルフ等の運動による健康づくりがあげられます。

町内のグラウンドゴルフ人口の増加は、生涯スポーツの振興と健康づくりに大きく影響しているものと思われまます。また、グラウンドゴルフ愛好者の皆様には、太田川親水公園の利用に加え、芝生広場の草取りや芝刈りの継続的な管理を行っていただき、大変感謝しているところでございます。

ご質問にあった、太田川親水公園のゲートボール場は、平成8年度の整備以降、ゲートボール専用のコートとして長年使用されてきましたが、平成26年の森町ゲートボール協会解散に伴い、ネット等も取り払われ、現在は約4,000㎡の広い土のグラウンドとなってい

ます。

近年除草剤の使用により、コケが生えやすい状況となり、グラウンドコンディション維持のため、芝生化をしてほしいというご意見は、以前からも伺っているところでございますが、本年度からシルバー人材センターへの管理業務委託の中で除草剤を使用しない方法で、年間を通した管理を行ってコケの生えないよう努めております。

ゲートボール場については、平成8年当時のクレー舗装が20年経過し現在に至っておりますが、今後も適切な維持管理を継続することで、グラウンドゴルフを快適に行うことができる状態を維持できると考えておりますので、現在のところ芝生化は考えておりません。

なお、太田川親水公園の利用については、多くの皆さまに利用していただくことを目的としておりますので、日常の利用については、他の利用者と譲り合いながらのご利用をお願いしているところでございます。

今後も、太田川親水公園を始め、町内全域で引き続き盛んにグラウンドゴルフが行われることによりまして、高齢者の皆さんに健康的な日常生活を送っていただくことが、健康長寿の更なる進展につながりますので、引き続き活発な活動を期待いたします。

次に「子どもの情操教育の推進 世代間交流の場の開設について」申し上げます。

子どもたちには、変化の激しい社会で自立していくために必要な「生きる力」の習得が求められています。そのために、たくさんものに触れ、心を豊かにする情操教育が必要であり、生活能力や職業観など、豊富な知恵や技を持つ親世代や高齢者から学ぶことができる世代間交流も「生きる力」の習得に必要であると思います。特に世代間交流では、厳しさ、生命の大切さや社会の一員としてのあり方などを学ぶとともに、判断力や基本的な生活習慣などを身に付け、他人への思いやりや感謝の心など、子どもたちの豊かな人間性が育まれると考えます。

現在森町では、社会教育課から各町内会に2名の、社会教育推進

員を委嘱しています。この社会教育推進員が中心となり実施しています、町内会社会教育学級、あるいは地区単位の地区社会教育推進協議会の事業の中で、子どもから高齢者までがふれあう世代間交流の場を取り入れていただいています。町内会や地区の事情により、活動内容は様々ですが事例としましては、町内会の役員の方々を中心に住民同志が協力して納涼祭やふれあい祭り、地区の活動では三世代交流輪投げ大会などです。また、各地区の地域福祉活動でも積極的に、世代間交流の事業が行われています。これらの事業には町等からの補助金も有効的に活用していただいているところであります。

また、年度当初に開催しています、社会教育推進員全体研修会でも世代間交流の事業を取り入れていただけるよう、推進員の皆さまに依頼をしています。

社会教育課が主催しております、放課後子ども教室では、伊藤議員の紹介によりまして、町内の囲碁クラブの協力を得て、平成27年4月より囲碁教室を、三倉小放課後子ども教室で開始されたと伺っております。

放課後子ども教室の児童はスタッフ以外の人との交流を行い、囲碁の打ち方や楽しさを教わり、囲碁教室が終わってからも興味を持つ児童があり、現在も継続されています。平成27年11月からは天方小放課後子ども教室でも囲碁教室を開始し、現在では天方小のほか、放課後児童クラブや保育園でも実施されています。

囲碁・将棋については、一般的に議員のおっしゃるとおり集中力が身につく、頭の回転を早くすることができ、子どもの情操教育の面からも有効であると言われていています。

放課後子ども教室は、地域の方々に参加していただくことにより、子どもたちに体験活動、文化活動、スポーツなどの様々な活動を提供し、多くの知識や技術を得ると共に、子ども同士、地域の大人との交流を深め社会性・自主性・創造性を育む事業です。地域の大人との交流の中で、世代間の交流ができていければと思います。

ご質問の保健福祉センター内にいつでも参加できる「ふれあいの場」の開設については、森の湯があります福祉センターを除く、保健センター及び会議室は、土・日・祝日及び平日も含めた夜間は職員の勤務体系が休みであり、管理者が不在のため閉館しています。保健福祉センター内の会議室等は、貸館事業も行っておるため「囲碁・将棋を通じての交流の場」を開設してしまいますと、他の利用者が使用できなくなってしまいます。不公平感も生じるでしょう。同じく、文化会館や総合体育館でも、同様のことが言えます。

以上、申しあげましたように、いつでも参加できる「ふれあいの場」については、常時、公の施設を開放するには、貸館事業や職員の勤務体系等もあり、困難であります。現時点としては、貸館事業の範囲で部屋を利用していただくか、町内会の公民館や地区の総合センター等を、あるいは、借りられる空き屋等を借りていただき、活用していただくのも一つの方法かと思えます。

次に「子育て環境整備の充実、街区公園に未就園児用遊具の増設について」申し上げます。

森町が遊具を設置し、管理している施設としましては、8つの街区公園と2つの児童遊園がございます。街区公園は、都市公園法による都市公園の種類の一つで「街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園」として、森第一公園や森第二公園等でありませう。また、児童遊園は、児童福祉法において児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設とされており、庵山公園と城ヶ平公園が該当いたします。

遊具につきましては、多様な遊びの機会を提供し、子どもの遊びを促進させ、子どもにとって魅力的であるばかりか、その成長にも役立つものとして、都市公園施設、児童遊園の施設として大変重要なものであります。

また、ご指摘のとおり、遊具は設置されているものの、対象とする子どもの年齢について、現在の規準では、6歳以上を対象利用者とする児童用遊具が多い状況にあり、森町の多くの公園で乳幼児向

けの遊具が少ないので設置してほしいという利用者の声も届いております。

乳幼児が遊具を利用するには大人の介助が必要であり、乳幼児を対象とした遊具は、大人の介助がしやすく、安心して遊ばせることができるものでなければなりません。

また、新設する遊具については、安全規準があり、基準に適合するものを設置しなければならず、全ての公園で整備を進めるには、多くの費用がかかりますので、駐車場が設置されているなど、子育て中の保護者の方が利用しやすい公園に重点的に設置をしていくのが、合理的かと考えます。

また、遊具の周りに、ある程度スペースがないと本人がけがをしたり、他の人にけがをさせたりする可能性があるため、小さい公園では大きめの遊具を設置することができない場合があります。

そのようなことから、遊具の種類を増やすことについては、難しい問題がある訳でございますが、今後、遊具を設置するに当たっては、保護者の皆さんと遊ぶ子どもたちの気持ちになって、子ども会育成連合会や児童館を利用されている子育て中の保護者の方、保育園の保育士等からご意見を伺うなどし、遊具の選定や配置、あるいはどういった集約化ができるか等、総合計画や各種まちづくりに関する計画等の策定の中で検討してまいりたいと考えております。

今回いただいた遊具の増設というご提案は、公園の遊具を整備しながら子育てしやすいまちづくりを進めようとするものでありまして、子育てする方や子どもたちに優しいまち森町を目指すことは、少子化対策、人口減少化対策にも通じるものと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。

副議長
3番議員

(山本俊康 君) 3番、伊藤和子君。

(伊藤和子 君) 芝生化は現在のところお考えになっていないということでございます。また世代間交流の場の開設につきましても、公の施設に関しては難しいということでありました。3問目の遊具に関しましては、本当に難しい問題があるかと思いますけど、

前向きに検討していただくというご答弁をいただきまして感謝申し上げます。

1 問目の芝生化の件でございますけれども、先日雨上がりの午後に親水公園に行きましたら、天方地区の十数名の方々がグランドゴルフを楽しんでいらっしゃいました。お話をお伺いしましたら「いつもはアクティ森で練習しているんだけど、あそこは費用がかかるから、今日は親水公園に来た」ということでした。旧ゲートボール場の芝生化について、こんなご意見がございました。大きな大会がある時は300人ぐらい集まり、4つのコースを使用するということでした。しかし、旧ゲートボール場だけが芝生でないため、コースの条件の違いでスコアも変わってくるという声が出ており、大会の順位に影響が生じ、コースの平等性が必要であるとおっしゃっていました。また、土のコースは固くてクラブが傷むなど、利用者でなければ分からない問題点が浮上しております。森町全域からグランドゴルフの練習や大会のために親水公園までおいでになる町民の方々は、大変お元気な方々で、まさしく「お達者度ナンバー1」に貢献している健康長寿の代表であります。グランドゴルフが考案されました1982年、今から34年前になりますが、当初は一部の地域でしかプレーされていなかったスポーツなのですが、徐々にプレー人口が増え、今現在では、日本全国で300万人以上の競技人口を誇る生涯スポーツとなりました。今後も増加していくと予測されている中で、森町としてはどのような形でグランドゴルフを応援していくのかお伺いいたします。

また、先ほど西田議員へのご答弁の中でも、平成37年度には高齢化率が38パーセント、町長は高齢者の支援に力を入れていかなければいけないとおっしゃっていました。森町でも元気な高齢者づくりが総合戦略の中に掲げられておりますが、健康長寿の延伸に力を入れていく中で、この森町にご尽力されてきた高齢者の方々に感謝の気持ちを込めて、今後もグランドゴルフを楽しんでいただくためのスポーツの環境整備をどのように進められていくのか、お伺い致し

ます。

2問目の世代間交流の場の開設につきましては、先ほど町長ご答弁にございましたように、よくご承知の通り、現在、三倉小学校、天方小学校の放課後子ども教室、ときわ保育園年長の園児の皆さん、森小学校の放課後児童クラブでボランティアで囲碁教室を開催してくださっている方々がおります。その学校の児童やご父兄の皆様方から、囲碁教室が終了したら、別の場所で継続して教えていただきたいと望む声が出ておりましたので、幅広い年齢層の町民の皆様方に楽しんでいただける場所の開設を考えました。森町でも居場所づくりが各地域で、高齢者の方々を中心に開催されておりますが、町長ご自身は、これからの森町にどのような形の居場所づくりが理想だとお考えでしょうか。

3問目の遊具の増設につきましては、町長は町内の公園にどのような遊具が設置されているのか把握されておりますでしょうか。また、若い世帯のご父兄の皆様が、子育てをしていく中で、公園はどんな役目をしているとお考えでしょうか。以上、私の町長への再質問とさせていただきます。

副議長
町長

(山本俊康君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄君) まず1点目のグラウンドゴルフをどのように支援していくか、また環境整備をどのように考えているかというご質問でございますが、まずグラウンドゴルフの大きな大会をされる場合には、町営グラウンドを利用されている団体もあります。参考に日本グラウンドゴルフ協会の認定コースの認定条件には、コースは芝、人工芝、土、砂いずれも可ということでございます。もちろん芝の上でやる方がやりやすいということはあるかと思いますが、団体によっては芝生だけではコースを確保できない場合には、町営グラウンドを利用しているということでございますので、そういった団体もあるということは、ご承知おきいただきたいと思っております。

また、アクティ森で行うと費用がかかるから、費用のかからない

親水公園でというご意見もあるようですが、何かスポーツ等をして施設を利用すれば、当然受益者負担というものがございます。そのために町営グラウンドも受益者負担、使用料をいただいているわけですが、そこはご理解をいただきたいと思います。

先ほども1問目の答弁の中で申し上げましたけど、ゲートボール場は多くの皆さまにご利用していただくことを目的としております。芝生の部分もグラウンドゴルフ専用ということではありません。そこでサッカーをする子どもさんがあれば、散歩やキャッチボールをする人もあると。ですので、そういうことで、またグラウンドゴルフを行う場所につきましては、親水公園のみならず、町内各地にいろいろなところで設けられております。親水公園にお集まりになってグラウンドゴルフをなさっている方々が、健康長寿の代表選手であるということばかりではないと思います。その地域地域において、その地域におけるコートを活用してグラウンドゴルフに励まれている皆さまも同じように健康長寿の代表者であると私は考えております。

今後グラウンドゴルフにつきましては、今まで同様にその環境を維持していく整備を行っていきたいと思っております。もちろん申し上げましたように、親水公園はグラウンドゴルフのコートに特化しておるものではございません。しかし親水公園を快適に利用していただく為に、今までと同じように、その整備は町で行っていきたいと思いますし、また芝生の生えていない元のゲートボール場につきましても、そこがグラウンドゴルフができないわけではありませぬので、その場所についても町として引き続き管理をして、皆さまに使っていただける状態を整えてまいりたいと考えています。

次の囲碁将棋を用いた世代間交流というご質問でございますが、そこから離れて居場所作りをどう考えるかということかと思いません。森町では居場所作りいろいろな形で行われているかと思いません。1つ例を挙げれば、森のこかげ等もボランティアの皆さまが中心となって開設をされ、町としても支援をいたしております。そのよう

な形で居場所作りについては、町としても引き続き支援をしてまいりたいと思いますし、また今後、そういった同じような施設が必要だと認められれば、その設置増設に向けても検討していかねばならないかと考えております。

それから森町の公園にどのような遊具が設置されているかという、承知をしているかというご質問でございますが、全ての公園について、ここにはこういった遊具があると私が実際に行って確認をしたわけではありませんので、資料で承知をしているわけでありませぬ。それから公園の、子育て世代の保護者にとっての公園の役割というご質問でございますけども、私も3人の子どもを育てました。とは言いましても、私が育てたというよりは、家内が主になって育てたわけですが、その子育ての過程におきまして、以前はよく公園デビューというような言葉が使われましたけども、公園で子ども同士を遊ばせるとともに、お母さん方がお話をし、あるいは情報交換をして有意義な時間を過ごすということについては、そういった公園の活用方法、利用方法も大切ではないかと考えております。先ほど1問目の答弁でも申し上げましたように、現在の設置されている遊具につきましては、殆どが6歳以上の子どもが使用する基準のものであります。伊藤議員からご提案のあった乳幼児が利用できる遊具の設置については、子育て世代のお母様方にとって、それが有効なものであるということですので、その設置については、全ての公園にということとはなかなか難しいこととございますので、幾つか候補地を絞って検討してまいりたいと考えております。以上です。

副議長 (山本俊康君) ここでしばらく休憩といたします。再開を1時といたします。

(午前11時57分～午後1時00分 休憩)

副議長 (山本俊康君) 休憩前に引き続き会議を始めます。

会議に入る前に、企画財政課長から発言を求められておりますので、これを許します。

企画財政課長。

企画財政
課長

(長 野 了 君) 企画財政課長です。先ほど西田議員からお尋ねのありました件でございます。財政調整基金の残高ということでございます。26年度でございます。分母にするものとしますと、標準財政規模が相応しいかと思いますので、財政調整基金年度末残高の標準財政規模に対する割合でございます。26年度が42.15パーセント、25年度が43.7パーセントでございます。

それと25年度につきましては、県内の各市町の、その割合が出ております。その幅が少ないところは4.7パーセントでございますが、高いところは82.3パーセントでございます。ということで、この数字を見ても、財政調整基金のあり方ということにつきましては、それこそ各自治体の財政状況、財政事情、財政運営のあり方によって、その財政調整基金の考え方が出てきますので、国一律とかそういった考え方ではなく、やはり各自治体の財政の経営のあり方によって、その規模を考えていくといったことであると考えております。以上です。

副 議 長
9 番 議 員

(山 本 俊 康 君) 9 番、亀澤進君。

(亀 澤 進 君) 9 番、亀澤進でございます。本日最後に一般質問をさせていただきます。私は先に通告しましたとおり「森町におけるブランド戦略について」と「共通ポイントシステムサービスの構築について」と「樹木粉碎機の導入貸出について」の3問を質問させていただきます。

まず1問目の森町におけるブランド戦略についてですが、平成19年に、森町におけるブランド戦略について、地域団体商標登録推進への取り組みと森町ブランドを認定する組織の立ち上げについて村松元町長の考えを伺いました。結果は現状の通りであります。現在、地場の農産品や加工品、また工業製品などを、産業振興政策の一環として自治体が宣伝することは全国各地で見られることでもあります。また、観光や地域情報の発信のためにホームページを充実させようとする自治体も多く見られます。

太田町長に、森町におけるブランド戦略について次の2点について考えを伺います。1、地域で自慢できる商品を森町ブランドに認定する森町ブランド認定制度設置について。2、既に広く知れ渡っている特産品等を地域団体商標登録に導き、更なる森町ブランドの保護と振興を図ることについて。以上2点について考えを伺います。

次に共通ポイントサービスシステムの構築について伺います。現在当然のように利用されているTポイントや楽天ポイントなどのポイントサービスは、店舗ごとのサービスから、全国共通ポイントサービスへと更に効果的で利用しやすいものに変化していきました。ここからは少し噛み砕いて説明をしていきますので、良く聞いてもらいたいと思います。

ある自治体では、ふるさと納税への返礼品として季節ものなど即対応が困難なものや、高額返礼品を低額寄附者にも選んでもらえるよう、ポイントを返礼額分付与し、蓄積可能とし、好きなときに好きなものと交換できるようポイント制度を活用しています。またある自治体では指定された特産品等をインターネット販売し、地域住民や全国の消費者に応援団としてサポーター登録をしてもらい、そこで成立した売買額の3パーセントを生産者が地域応援ポイントとしてサポーターへ還元し、サポーター側はそのポイントをネット上に登録してある市民活動団体に寄附、配分できるようにしてあります。これは消費者、生産事業者、市民活動団体の3者で支え合い、町を元気にしていこうという地域マネーのようにポイント制度を活用しています。

森町でも元気もりもりポイント制度として、介護支援ボランティア活動をしていただいた方にポイントを付与し、年間上限5千円と交換できるようポイント制度を活用しています。全国に事例は数あるものの、事業ごとのポイントサービスが大半であるため、予算や規模によって効果に格差が出ていると思われれます。

そこで、効果的かつ活用しやすいポイントサービスを森町で実施してみたいかがでしょうか。例えば、先ほど紹介した3つのポイ

ントサービスを共有する方法です。ポイントが発生する事業はそれぞれ異なりますが、交換等利用については共通にするということです。各種事業で共有できる共通ポイントサービスシステムを構築してはいかがか町長の考えを伺います。

最後に、3問目の樹木粉碎機の導入貸出について伺います。近年、竹パウダーを利用した生ごみのたい肥化や荒廃竹林の環境整備、バイオマス資源の有効利用等に取り組む組織・団体等を対象に、無料で樹木粉碎機の貸し出しを行っている自治体が増加しています。

森町でも時折、町民の方から森町で貸出はしていないのか、という声を耳にしますが、そのような事業に取り組む考えはあるのか伺います。以上、3問について町長の考えを伺います。

副議長
町長

(山本俊康君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄君) 亀澤議員のご質問にお答えいたします。初めに「森町におけるブランド戦略について」のご質問にお答えします。

1点目の「森町ブランド認定制度設置について」につきましては、皆さまご承知のとおり、森町には、茶、レタス、トウモロコシ、米、治郎柿などの農作物や、森山焼、和菓子など、他の地域に誇ることのできる特産品が数多くございます。議員ご指摘のとおり、これらの特産品を森町ブランドとして広くPRしていくことは、町の名を広め、地域振興につながる重要なことであると考えております。地域ブランド認定制度については、県内では、浜松市商工会議所が平成17年から50品目を認定している「やらまいかブランド」や、焼津商工会議所が平成20年から58品目を認定している焼津水産ブランドなどが有名でございます。「やらまいかブランド」につきましては、浜松市中区肴町に設置されたアンテナショップ「まちの駅 やらまいかショップ」にて販売をしている他、「焼津水産ブランド」同様、ふるさと納税のお礼の品としても人気であります。

地域ブランド認定制度導入の際大切なことは、制度を導入したことに満足せず、ブランドを守り、特産品をどのように育てていくか

であると思います。それを支えることができるのは、例えば、地元で精魂を込めて作物を作る農家や、切磋琢磨しヒット商品を生み出したり、伝統の味を守り続ける商店、匠の技を伝承し作陶に励む陶芸家、基幹産業のお茶を支える生産者と茶商などなど、地元で仕事に誇りを持ち、活躍されている多くの人たちの情熱であります。

私と致しましては、森町の魅力であり強みであります「遠州の小京都」あるいは「健康長寿のまち」を活かして森町の特産品をブランドを高めることができるのではないかと考えます。

町としましては、商工会を始め各種関係団体などと協議して、森町の新たな地域ブランドを生み出すべく取組を検討してまいりたいと思います。その結果地域ブランド認定制度への関心が高まり、制度導入への気運が高まれば、それに合わせて行政として精一杯の支援をしてまいりたいと思います。

2点目の「特産品等の地域団体商標登録」についてですが、地域団体商標制度は、特許庁が地域ブランドの保護や振興を目的に、平成18年4月に導入したもので、全国では、今年2月末で592件の登録があります。県内では、掛川茶、掛川牛、川根茶、三ヶ日みかん、由比桜えび、稲取キンメなどを含め19件が登録されているところでございます。商標権を取得するには、特許庁に出願して審査が通った後、登録料を納付することで完了します。取得後は、登録した商標を日本全国で独占的に使用することができ、他者が同じ商標や似ている商標を使用することが禁止されるため、地域ブランドを守ることができます。

地域団体商標の権利者となることのできる団体は、県や町ではなく、商工会や農業協同組合などの組合やNPO法人でありますので、今後、森町商工会や遠州中央農業協同組合など各種団体が商標登録を検討していく場合には、行政として支援をしてまいりたいと考えております。

次に「共通ポイントサービスシステムの構築について」申し上げます。ご案内のとおり現在、民間では様々な分野でポイントサービ

スが行われており、自治体においてもポイントサービスを各種の事業で活用しているところが見受けられます。森町でも保健福祉課において「森町健康マイレージ」及び「森町元気もりもりポイント制度」の2つのポイントサービスがございます。「森町健康マイレージ」は、町の健康づくり事業に参加したり、自己申告の健康づくりを実践することによりポイントを貯め、ポイントカードを「ふじのくに健康いきいきカード」に交換し、町内外の協力店舗で特典が受けられるものです。「森町元気もりもりポイント制度」は、高齢者の介護支援ボランティア活動実績に対しポイントを付与し、当該高齢者の申し出により、1年間の合計ポイントに応じて交付金を支給する制度です。

今現在の状況としましては、ポイント制度は、この2つのみであり、これらのポイントサービスは、それぞれ事業ごとの目的があり、対象年齢も決まっており、その目標達成のために取り組むものがあります。まずは、各種の事業がポイント制度になじむかどうか、どんな事業がポイント制度を使えるかなどを検討することが必要かと考えます。

また、ふるさと納税の返礼品をポイントとして貯え、数回、寄附をすることで、より高額な返礼品を受け取ることを取り入れている市町では好評を得ているところもあると伺っております。当町としましては、まずは9月1日からのリニューアルスタートを目指し推進していく中で、今後、取り入れるかどうか検討していきたいと考えております。

したがいまして、現在のところ、議員ご質問の共通ポイントサービスシステムの構築については、直ちに取り組めるものではないため、今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

次に「樹木粉碎機の導入貸出しについて」のご質問でございますが、近年、過疎化や高齢化、林業活動の停滞などにより、地域の身近な自然の維持管理の担い手が不足しております。このため、人の手が加わることにより維持されてきた里地里山の生態系バランスが

崩れてきて荒廃林が増えています。手入れが行き届かず伸び放題になった竹林の増加は、周辺の森林等を衰退させ、保水力も衰え、土砂崩れなどの災害の危険性が出てきます。

こうした、里地里山の維持管理が問題となっておりますが、町内では、県の「森の力再生事業」を活用した民間団体による荒廃竹林の環境整備が、ここ2年飯田地区で行われております。また、バイオマス資源の有効利用では、杉チップ・燻炭を使った生ごみ処理機の講習会を年に1・2回開催しております。

さて、議員ご指摘の樹木粉碎機の貸し出しについては、県内でも掛川市・牧之原市など8市が貸し出しを行っております。伐採した竹や剪定枝を樹木粉碎機で粉碎処理し、そこで出たチップを樹木の下にまくと、伐採した竹をただ放置するより嵩も減り早く土に帰ります。

また、農業利用では、竹チップを活用し、土壌改良を行ったり保温・保湿・防草などマルチ材としての利用や、ぬかるみ防止のクッション材としての事例があります。他にも竹パウダーを利用した生ごみのたい肥化など、様々な利用がありますので、里地里山の維持管理を実施するうえで、竹林等の伐採後、チップ化することは有効な方法だと思います。

しかしながら、樹木粉碎機は高額であり、オイル交換や刃の砥ぎ・交換等で、毎年のメンテナンス費用も負担が大きいと聞いております。また、取り扱いにつきましても、エンジンで刃を回す大変重量のある機械を扱うこととなりますので、安全を考えますと一定の知識・技術が必要だと考えます。

したがいまして、今のところ、町内会等からの要望も特に聞いておりませんので、町が購入して貸し出すことは、メンテナンスの費用や安全確保の点から、現時点での購入は考えておりません。剪定枝のチップ、竹チップ・パウダーなどの活用を希望する町内会等からの要請があれば、今後、検討していきたいと思っております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

副議長
9番議員

(山本俊康 君) 9番、亀澤進君。

(亀澤 進 君) 答弁ありがとうございます。1問目の森町ブランドの関係ですが、この森町ブランドを認定していくことによって、ふるさと納税の返礼品に充てるとか、特産品の新たな開発そういったものも見込めると思います。更には公共パンフレットですかね、そういったものに公に紹介できると。そういうことも可能なわけですので、是非進めていただきたいと思いますが、今後進めていく中で返礼品としての活用にも取り組んでいただけるかどうか伺いたいと思います。

次の地域団体商標登録の関係でございますが、なかなかここは静岡県内においても数少ないということで、森町の周辺では掛川茶、掛川牛、東山茶、三ヶ日みかん、遠州灘天然とらふぐ、三方原馬鈴薯とかそういったものがございますが、特に掛川にあってはお茶を地域団体商標登録をしているということでもあります。今森町では、トウモロコシが大変人気がありまして、県外の方からもお客様がみえるということでございます。この前あるスーパーで、かんかんむすめと平仮名で書いて、甘々娘でないものが売られていたと。そういった事例もございますので、今後ブランドを守る、まだ森のトウモロコシとして偽物が出ている事例は聞いてはございませんが、今後やはり守っていく部分にあっては、地域団体商標登録というのをぜひ推進していくべきでないかなと思いますので、この町の方から、こういった地域団体商標登録について、各団体・組合等に説明をしていただいて、進められるよう考えていただけないか再度質問をさせていただきます。

次の共通ポイントサービスシステムの関係ですが、これについては、かなりハードルも高いのかなと私もと思いますが、実際このポイント管理というのは、ポイント管理システムというのがございまして、それはウェブ上、ネットを使えば無料から始められると。そのくらいに簡易なシステムでございます。少し知識があればそんなに難しいものではないのかなと思います。

森町サポーター等会員の獲得するとか、メールやDM等会員とのコミュニケーションが円滑になったりとか、マーケティング等の分析も可能となるわけですので是非進めていただきたいなど。これ特にふるさと納税の方については、先ほど検討してみるということでしたので、その辺りから進めていただければ、そのポイントと交換できる、例えば返礼品につきまして、それを森町で別の事業でポイント付与のサービスを行った場合にその返礼品と交換できるとか、そのポイントを森町が指定する共通のものと交換できる。これは行政サービスも含まれると思うんですが、森町民も利用できる、また森町以外、県外の方も同じようにそのポイントを利用できる。そういった共通ポイントサービスをできるようなシステムを、システムといいますかやり方を、考えていただきたいなど。

そういう他の事業も入れるような余裕をもったポイントサービスを進めていただきたいと思いますが、再度お考えを伺いたいと思います。

最後の樹木粉碎機の関係ですが、これは購入費用や安全確保、維持管理の面で大変なものであると。なかなか費用対効果が低いと予想される、ということは私も実際、管理に関わっているので理解はできます。ひとつ提案なんですけど、例えばリースレンタル会社から借りて15,000円から20,000円だと思いますが、その辺りのものを借りて一定の目的のために使用する場合、補助を検討してみてもいいかかと。こちらで町で導入して貸し出すのではなく、リース会社から借りてきたものに対して、そのリース代金への補助という方法もあるのではないかなと思いますがいかがでしょうか。お願いします。

副議長
町長

(山本俊康 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) まず1問目、地域ブランドについてでありますけど、森町ブランドの認定制度を創設してそこから新たな特産品を開発したり、あるいはふるさと納税の返礼品として森町ブランドとして認定したものを設けたらどうかとご提案でございますが、これからこの森町ブランド、地域ブランドを認定制度を設けて、認定

をしていくなれば、当然その中からふるさと納税の返礼品の中にも、この森町ブランドの特産品が加わってくるものと考えております。ですので、そういったふるさと納税の返礼品の特徴付けといいますか、強みをつけるという意味でもこの森町ブランドというものは、活かされてくるのではないかなと考えております。

次の地域団体商標登録であります。これは亀澤議員のおっしゃるように、地域の特産品を守っていくというメリットがあるかと思えます。ただその半面、権利者が登録した商標を他の者が使う場合には、権利者の許可が必要となるということでもあります。例えば、ある組合が登録した場合、組合に入っていない業者が勝手に使用することはできない。それでこそブランドとして守られるわけですが、そこで例えば森町のトウモロコシを考えた場合に、全ての生産者が登録する組合あるいは団体に加盟をしていれば、した上での登録ならば問題ないでしょうが、すべての生産者が加盟していないとなると、そこで使用に対して、摩擦が起こる危険もあるのではないかなと思えますので、慎重に対応する必要があるのではないかなと思えます。

またこれは、先の答弁でも申し上げましたように行政が行うものでありませんので、そういった組合・団体等の動きでまとまってくれば、それはそれで進めていただければ良いかなと思えます。

次にポイントの件であります。現在森町でポイントを発行しておる事業は、2つの事業であると申し上げました。それもどちらかというところ、福祉介護関係の健康増進に関わるもので、現在のこのポイントを活用している皆さまは、どちらかというところネットを活用するというよりも、まだまだポイントカード、スタンプを押すというような形の方が馴染みがあるのではないかと、そのように思います。またポイント管理システム、ネット上で無料で行うものもあるということですが、行政としてリスクを伴わないポイント管理システムを構築していくとなると、それなりに業務量も伴いますし、経費も伴うものであろうかと思えます。

今後こういったポイントを伴う事業が各種で生まれてくる中で、その共通ポイントというものが、より効果的であるという状況になれば、その時点ポイント管理、共通ポイントというものについては取り組んでまいりたいと考えます。

また、ふるさと納税の返礼品をポイントでということにつきましても、まだこれから具体的にリニューアルスタートするところでもありますので、委託業者との協議もございますので、その上で進めてまいりたいと考えております。

樹木粉碎機でございますが、リース・レンタルで使用した場合に、そのリース代金に対する助成はどうかというご提案でございますが、こちらにつきましても、1問目でお答えしましたように、現段階で特に町内会等からそういったものの要望も伺っておりませんので、今後、環境美化等の観点からも必要また有効であると考えられれば、検討してまいりたいと思っております。以上です。

副議長
9番議員

(山本俊康 君) 9番、亀澤進君。

(亀澤 進 君) 概ねおっしゃっていることはわかりました。地域団体商標登録、その組合等に参加していないと、摩擦が起きるじゃないかと慎重な対応が必要ということで、それも理解できますが、やはりそのこういったものがあるかと。平成18年ですか、から来て殆ど声が上がってきてないというのは、知識の面でもあまり知られていないのかなと。一時ニュース等で当時は出ましたが、それ以降知られていないのかな、という部分もあるのかなと思います。

毎年、ここにも地域団体商標事例集ということで、ここに2016年版があるんですけど、こういったものが印刷されている中では、それぞれその地域団体商標登録、日本全国のもので出ておまして、その地域団体商標登録をされるだけで、1つの宣伝にもなるという部分では、森町ブランド認定以上に、効果が現れるかなと思いますので、是非、慎重な対応も必要ですが、いろいろ団体・組合等と協議をしていただいて、そういう摩擦が起きにくくなるような方法で進めてもらいたいと私は思いますので、太田町長の考えもあると思

いますが、できる限り進めていただきたいと思います。ここで最後にもう一度、気持ちだけ伺いたいと思います。

それと共通ポイントの関係ですけど、ふるさと納税の関係のリニューアルで、これをやるかどうかということ、それまでに検討していただけるということですが、やはりそのときにこれを取り入れるということであれば、私が申しておりますように他の事業にも使えるような余裕を持ったものにしていただきたいと思います。例えば、ロードレース大会がございます。その時に駐車場が大変難しくなってきたり。今度浄化センターの増築ということで、また更に狭くなるわけですが、公共交通機関を利用したらポイントをあげるとか、またそれはロードレース大会実行委員会の方で決めることですが、そういったときに、例えばそのポイントを何に変えられるかというものを検討するに当たって、それがポイントを蓄積することによってふるさと納税返礼品と同じようなものと交換できるとか、そのいろいろな事業でポイントと交換できるものを共通にしていくと。ポイント制度自体を共通・共有化するという意味合いで先ほどから質問をしておりますので、どことどのような事業でそれが活用できるかというのはいろいろ出てくると思いますが、検討するに値するのかなと思いますので是非、今後ふるさと納税の方でポイントについて、検討するに当たり私の言うように共通ポイントとして利用できるような余裕を持ったものにしていただきたいと思いますので、最後もう一度お気持ちを伺いたいと思います。

それと樹木粉碎機でございますが、特に町内会等から要望がされていないということで、今のところ考えていないということですが、しかしながら、この準備というのも大事なかなと。リース代金に対する補助であれば、利用者がなければそれは執行されないということになりますので、こういった補助に関しては、準備をしておくということも大事なかなと思いますので、その利用者の声が高まったらやるのではなく、やはりその先にそういった補助制度も

考えておくことも大事なのかなと思います。最後これについてもお答えをお願いします。以上です。

副議長
町長

(山本俊康君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄君) まず、1点目の地域団体商標登録の推進と
いいますか啓蒙といいますか、それをすべきではないかというご質問か
と思います。これも再々申し上げておりますように、この地域
団体商標の権利者となることができる団体は、県や町ではなく商工
会やJAなどの組合あるいはNPO法人ということであります。で
すので行政がやったらどうですかというよりも、例えば商工会であ
るとかJAの中で、生産者あるいは事業者同士で進めて、検討して
いくものではないかと思います。

先ほど申し上げましたように、この地域団体商標登録につきま
しては、メリットもありデメリットもあるということですので、行政
としては率先してやったらどうですかと言うには、非常に難しい面
があると私は考えておりますので、その意味で慎重な対応が必要だ
と考えております。ですので行政が主導してというよりも、事業者
各種団体等が、まずは動き出していくものではないかと考えます。

それから共通ポイントであります。例としてロードレース大会
に公共交通機関を使って来場された方には、ポイントを差し上げて、
そういったものを他の事業のポイントも合わせて共通の、交換でき
るものをつくるということかと思えます。例えばこの、例に出され
ました公共交通機関を使って来場された方を、どのようにその方の
ポイントをどうやって確認するかっていうような、本当に実務的な
細かいこととなりますけども、そういうところも難しい点もあろう
かと思えます。そのように様々な事業に対して、ポイントというも
のは確かに考えられますが、それら全てを網羅したようなシステム
を最初から構築していくということは、なかなか難しいことだと思
います。

ですので、まずはふるさと納税におけるポイントの導入につい
ては、検討してまいりたいと考えております。それをその後発生、考

えられる様々な事業のポイントまで包括できるようなシステムをいうと非常にハードルが高くなってしまいますので、今はまず、ふるさと納税の寄附者に対するポイント制度というものについて、これも当然、委託業者のあることですので、協議をしながら検討してまいりたいと考えます。

最後に、樹木粉碎機のリース代への補助、現在はそういった声がないにしても、まずは制度を準備してはどうかというお話でございますけれども、こちらはこの補助を行うとすると、どういう目的で使用する場合に、どういう団体に対して補助をしていくか、その補助制度自体の趣旨目的というものを明らかにした上でなければ制度を構築できないと思いますので、まずはどのような方が、どのような目的でこの樹木粉碎機を利用したいと考えているのか、その辺のご要望を伺わなければ制度の構築も難しいと思いますので、その点をご理解いただきたいと思います。以上です。

副議長 (山本俊康君) これで一般質問を終わります。

日程第7、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思っております。

お諮りします。

議員派遣については、これを決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

副議長 (山本俊康君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり決定しました。

日程第8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

副議長 (山本俊康君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

(午後1時38分 ~ 午後1時39分 休憩)

副議長 (山本俊康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、町長から、議案第57号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

副議長 (山本俊康君) 「異議なし」と認めます。

議案第57号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第57号「平成28年度一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

副議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第57号「平成28年度森町一般会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23,004千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ7,193,735千円とするものであります。

6 ページ、第2表、地方債補正につきましては、本補正予算でお願いいたします、天方小学校屋内運動場耐震補強事業費の増額に対する、緊急防災・減災事業の限度額の変更でございます。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8 ページ、10款2項1目、小学校、学校管理費23,004千円のうち、修繕費864千円につきましては、三倉小学校のプール濾過ポンプが先週故障し、早急な対応が必要であったため、無指定として計上されておりました修繕費にて対応しましたが、今後の突発的な修繕に対応できるよう、同額の無指定修繕費の追加をお願いするものでございます。

続きまして、工事請負費22,140千円につきましては、従来より東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を受け、建設工事の入札不調事案が全国的に発生しており、慎重に対応してまいりましたが、加えて、東日本大震災からの復興加速化の推進、熊本地震の発生等により、人手不足と資材高騰が更に深刻な状況となっております。

このような中、天方小学校屋内運動場耐震補強工事につきまして、6月20日に入札を執行いたしました。不調となつてしまいました。

この結果を受け、建築工事関係の状況の更なる厳しさを認識し、資材の実勢単価及び加工費、附属工事等の見直しを行い、再度設計を行った結果、当初予定しておりました工事費に不足が生じることとなったため、追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6 ページ、19款1項1目、繰越金904千円につきましては、財源調整としての計上であります。

21款1項3目、教育債22,100千円につきましては、天方小学校屋内運動場耐震補強事業費の追加に対する、緊急防災・減災事業債でございます。

以上が、平成28年度森町一般会計補正予算（第3号）の内容でござ

ございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

副議長

(山本俊康君) これから、議案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

7番、鈴木托治君。

7番議員

(鈴木托治君) 7番の鈴木です。天方小学校の耐震補強ということで前回、90,000千円余の金額が見積もられたわけですが、これは当然、専門の設計士が設計した金額でありまして、それからあとその予算をつくったのは、多分去年の暮れから今年の3月までだと思えますけど、それにしても2割以上値上げというのは非常に私は不審な感がしてなりません。もちろんそういう事情もあるかもしれませんが、少しは話し合いをしながら、役場の役所のやることだからもう絶対これはやるで、っていうような、そんな話し合いがあったとは申しませんが、そのような雰囲気も私はしてまいっております。

したがって、この工事は当然、子ども達のために反対するわけにはいきませんが、さりとて素直に賛成することはできないような、複雑な気持ちではありますが、1・2点聞きたいのは、この入札にどの業者が、何社の業者が入札に入り、その会社名を教えてください。

副議長

(山本俊康君) 学校教育課長。

学校教育課長

(西谷ひろみ君) 学校教育課長です。ただいまの入札業者が何社あって、その名前をとということでありましたけど、今回制限付きの一般競争入札を実施いたしました。対象になる資格者は25社ありましたが、申請があがった業者は7社でありました。その7社ですが、袋井市で7社、掛川9社、磐田6社、町内3社ありました。業者名であります。役場の方に参加資格者名簿があります。その名簿掲載順に申し上げますと、大沼建設株式会社(森町)、正光建設株式会社(森町)、松村建設株式会社(磐田市)、石川建設株式会社(磐田市)、株式会社アキヤマ(磐田市)、株式会社永井組(袋井市)、岡野建設株式会社(森町)というふうになっております。7社参加しております。以上です。

副議長
7番議員

(山本俊康 君) 7番、鈴木托治君。

(鈴木托治 君) 7社の中で、一番入札価格に近いところはどこで、どのくらいだったのかということをお教えいただきたいと思いますが、私は去年の12月、去年から今年にかけて、それほど骨材が上がってるとか、あるいは人手不足が深刻になっているとか、新聞紙上であまり聞いておりません。これはやっぱり、そういう値上げのための1種の強弁じゃないかと私は思っておりますが、それについてどのようにお考えでしょうか。

副議長
学校教育
課長

(山本俊康 君) 学校教育課長。

(西谷ひろみ 君) 学校教育課長です。ただいまのご質問であります。提案理由の説明にもありましたけど、震災復興や東京オリンピック・パラリンピックの開催の需要により、資材あるいは人件費が高騰しているということは前々から言われていましたし、それについては承知はしてはいたしましたが、ここへ来てここ数箇月を見ますと、震災復興が益々加速化しているということと、東京オリンピック・パラリンピックにつきましても、メインスタジアムの設計もかなり大きな金額が出たということで、見直しがされていまして、それも後送りになった分、タイトなスケジュールの中で人件費についても、益々人手が足りないというふうになっていると思えますし、また今年度に入りまして、オリンピック関係、選手村ですとか、いろいろな施設の工事の方も始まってまいりました。

そういったことも大きく影響していると思えますし、加えて4月には熊本で地震も起こっておりますので、熊本についても仮設住宅が急がれておりますので、そこでも資材が必要ですし人手も必要になっております。そういったここ数箇月の間で、先ほどお話しありました設計については、昨年9月補正でお願いをしてありますので、そこから設計を組んだ後もタイムラグがありますし、また設計業者が設計を組むに当たりまして、それぞれの部材について、それぞれの業者を呼んでヒアリングを行って、それで見積もりを出したり、代価表という官行物を参考にしたりして、見積もりを出して設

計を組んでおりますけど、その際に鉄骨に関しては設計業者も想定していた金額の2倍以上の金額を鉄骨業者が示してきたということで、それは大変大きい金額になるものですから、そこを設計業者としても、ここまで高くはならないということで、押さえて設計をしたというところもちろんありますし、私の方としても、やはり大きな工事、大きい金額になりますと、やはり議会においても、こんなに高いのはというご指摘をいただくのではないかとということもありましたので、できるだけ抑えた中で、世の中の状況を見ながらではありますが、押さえられるものは押さええていただくなかで設計してまいりました。

結果を見ますと、やはり耐震工事に関わるところの鉄骨で大変大きく差が出ておりました、その他の付帯施設といいますか、大規模改修に関わるところについては大きな差はありませんので、耐震補強に関わるところでこちらが予想していた以上に、人件費の高騰、資材の高騰があったのかなど、そのように思っております。以上です。

副議長 (山本俊康君) 7番、鈴木托治君。

7番議員 (鈴木托治君) 今年度熊本で地震がありまして、非常に社会状況が変化してきた中で、骨材が上がったあるいは人材不足になっているというのは何となく分かりますが、この入札不調になったのは森アリーナの場合もそうでしたけども、ある程度やっぱり個人や会社と違って、行政というのはどちらかというと値段よりも完成だと、しっかり値段なんて少々上がったって工期内にしっかりと設計の中でやれば、お金はどのようにでもなるんだというそういうところが、非常に国や県や市町村でも、私は散見されるところを良く聞きますので、お金を自分の例えば家を、あるいは会社がそういう設計が幾らだったと。ところが、2割も高い金額でまた見積もりを出されたということになると、普通の個人なら絶対に賛成しないと思います。そうかね分かりましたなんて言わないと思います。

そういう意味でやっぱり皆さん方も、町民あるいは皆さんの税金

を使った中でやるということで、20,000千円という金額を、やたらと、おいそれと認めるようなそういう姿勢はなくしながら、行政をしっかりとやってもらいたいと思いますけど、もう1度もう少し安くないかという再交渉というのはしなくて、今回に至ったということによろしいでしょうか。

副議長
学校教育
課長

(山本俊康 君) 学校教育課長。

(西谷ひろみ 君) ただ今の質問であります、公共工事の場合、鉄骨につきましては、やはり一定の能力を保証する鉄骨が必要だということで、ランク付けをされる中で質の高いものを発注しなければならぬという決まりがありますので、そうしますと自然と鉄骨業者、扱っている業者も限られてまいりますので、そういったことで鉄骨そのものの値段、高止まりになってしまうというところはあろうかと思えます。

あと工事、今回設計を見直したわけですけど、やはり削れるところがあれば削りたいのでということで再設計をしたわけですけども、そのなかでやはり耐震補強につきましては、落としてしまいますと、耐震性能が低下してしまいますので、そこについては削れるところは一切ありませんでした。

付帯的なものについては、新たにやる所に加えて、出入口口にスロープを新たに作りますけども、そこと既存の床、といいますかコンクリート部分が色が違って古くなっていますので、そこも併せて塗装するつもりでいましたけども、そういった既存の部分を塗装をするのをあちこち取りやめたりですとか、トイレにつきましては、今女子男子一体のトイレですので、やはり避難所としても不便がありますので、外付けの女子トイレにしますけども、そこについてはそのままやらせていただきたいと思っています。ただその際に、外付けのトイレの間仕切りをあるんですが、手を洗う部分とトイレの部分になりますけど、その間仕切りを外すという1スペースにするというところをお願いしまして、やはり削れるところは削るようにしましたが、もともと控えておりましたので、金額的には大きな

ものではございませんでした。

副議長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

2番、岡野豊君。

2番議員 (岡野豊君) 2番、岡野豊でございます。ただ今の件でありますけども、工事請負費が22,140千円、当初予算に対して23パーセントほどの増額ということで、今回不調の理由が、東京オリンピック・パラリンピック、東の方の災害、熊本地震ということで、こういった人件費、資材が高騰するという状況が多くなったのかなという気がしますけども、今回建築工事ということでありますけども、今年度はまだ始まったところでありまして、これから土木工事、管工事が発注されるかと思えます。

今回のこの不調に対しまして、町として原因は災害等とオリンピック等と今お話ありましたけども、それを踏まえまして今後の発注についてですね、検証してどのように対応していくのかをお聞かせいただければと思います。

副議長 (山本俊康君) 副町長。

副町長 (鈴木寿一君) それではその点につきましては、私の方からの説明させていただきます。今回は建築工事ということで、20パーセント余の差が出てきたわけでありまして、やはり建築工事につきましては、標準的な歩掛というものが確立をされていないが為にですね、設計コンサルタントにおきまして、やはり見積もりを取りながら設計をしていくというところがありまして、変動が激しいということもございますので、これからは建築工事というものが出てきた場合には、設計をする段階、あるいは予算を計上する段階、あるいは工事を発注する段階で再度のチェックをしながら発注をしていくということに心がけたいと。こんなふうに思っています。

また、ただいまの質問にありました、これからの建設工事あるいは管工事というものにつきましては、やはり土木工事でありますので、土木工事につきましては、歩掛もしっかりとした歩掛が設立されておりますので、その歩掛に沿って一番近いところの単価、ある

いは歩掛を使って設計をしていきたいと。このように思っているところでは。以上です。

副議長 (山本俊康君) 他に質疑はありますか。

8番、西田彰君。

8番議員 (西田彰君) 天方小の体育館は、工事の一番耐震の基本は鉄骨ということではよろしいですか。それで床が隙間が空いたり何なりしていますよね。そういったものにかかる金額というのは大きなものではないと捉えてよろしいんですか。

スロープが付いたりするということは、避難所とする場合にお年寄りの方も来るということでスロープも付けるということだと思いますけど。また、トイレも今までのような古いトイレではいけないということで直すということだと思いますけど、耐震の一番の骨は鉄骨ということで、その鉄骨が大幅に値上がりしてしまっているということではよろしいですか。

人件費の方は、業者の名前を聞いてみますとこの近辺の業者ということですので、他から大手の大成とかが来るということと下請け下請けっていきますから、賃金とかも上がってきていると思うんですけども、地元の業者が殆どですので、それはあまり変わらないじゃないと思うのですがどうでしょうか。

副議長 (山本俊康君) 学校教育課長。

学校教育課長 (西谷ひろみ君) ただいまの質問であります、まず床に隙間がというお話でありましたけど、床そのものにつきましては、全体見回すとフローア、表面は大変綺麗なものですから、当初全部を張り替えるという案もありましたけど、綺麗であるので床はそのまま使いますということなんですが、ただ壁に付いたところが多少隙間があってそこから雨が降り込んだりもするってということもあったものですから、その部分は当然やり直しをしてまいります。やはり床を触りますので、最終的には削って表面を塗るというところは実施をしてまいります。

そして、工事に関する、耐震補強工事とその他の工事ということ

であります、今回の設計、耐震補強部分に係る設計額は50,000千円強、その他の工事が20,000千円強という感じで、あとはその他ありますけど、耐震補強に係る工事の方が、今回入札の金額を見ますと、70,000千円強ということで、そこで差が大変大きく出ていますので、その他工事についてはほぼ変わらない金額ということであり、やはり耐震補強の方の鉄骨の部分が大きいのかなと感じております。以上です。

副議長 (山本俊康君) 8番、西田彰君。

8番議員 (西田彰君) その他の工事が50,000千円くらい掛かるといことですが、耐震補強で50,000千円、それから20,000千円だかプラスで70,000千円。トータルでは100,000千円超えてるんですから、その他で40,000・50,000千円かかると思うんですけど、どこにそれだけ掛かるんですか。

副議長 (山本俊康君) 学校教育課長。

学校教育課長 (西谷ひろみ君) すみません最初申し上げました、当初4月補正でお願いした設計額を申し上げましたけども、今回の入札額では耐震補強部分が70,000千円、その他工事が20,000千円ということ、直接工事費が90,000千円ということ、あと現場管理費、一般管理費、仮設費等々ありますので、それを合せて100,000千円を超える金額になるということであり、

副議長 (山本俊康君) 8番、西田彰君。

8番議員 (西田彰君) 隙間ができたということは地盤もおかしいと思うんですが、その辺はどうなんですか。

副議長 (山本俊康君) 学校教育課長。

学校教育課長 (西谷ひろみ君) 基礎といいますか、床を支えている部分につきましても調査をしておりますけども、下から床を支えている束というものがあありますけども、それが多少、長さが違ったりというところがあったので、床が傾いているのが起こって、その束の部分調整する中で、傾斜は直すことができるということでありましたので、基礎からやり直すということはありません。

副議長 山本俊康君 他に質疑はありますか。
(発言する者なし)

副議長 山本俊康君 「質疑なし」と認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

副議長 山本俊康君 「討論なし」と認めます。
これから議案第57号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

副議長 山本俊康君 起立全員です。
したがって、議案第57号「平成28年度森町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。
以上で、本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
平成28年6月森町議会定例会を閉会します。

(午後2時05分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

平成28年6月24日

森町議会副議長

会議録署名議員

同 上